

第六十七回 参議院 商工委員会 會議録 第四号

昭和四十六年十二月二十一日(火曜日)
午後一時十七分開会

委員の異動
十二月二十一日

大谷藤之助君 補欠選任
中村 楨二君

出席者は左のとおり。

委員長 大森 久司君
理事 川上 為治君
綱木 亨弘君
竹田 現照君
藤井 恒男君

委員

赤間 文三君
植木 光教君
小笠 公留君
久次米健太郎君
中村 楨二君
矢野 登君
渡辺一太郎君
阿具根 登君
大矢 正君
林 虎雄君
原田 立君
柴田利右門君
須藤 五郎君

國務大臣

通商産業大臣 田中 角榮君
外務省経済協力局長 沢木 正男君

通商産業政務次官 林田悠紀夫君
通商産業大臣官房長 小松勇五郎君
通商産業省貿易振興局長 外山 弘君
通商産業省鉱山石炭局長 莊 清君
中小企業庁長官 高橋 淑郎君
中小企業庁次長 進 淳君
事務局側 常任委員会専門員 菊地 拓君

本日の會議に付した案件
○連合審査会に関する件
○輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大森久司君) ただいまから商工委員会を開会いたします。
連合審査に関する件についておはかりいたします。

沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案外六件について、沖繩及び北方問題に関する特別委員会に対し、連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(大森久司君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(大森久司君) 御異議ないと認め、さう

うに取り計らいます。

○委員長(大森久司君) 輸出保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。
本法律案についての説明はすでに聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○竹田現照君 最初に、国際通貨調整に対する一般問題についてお尋ねしますけれども、十九日の政府声明によりますと、今度の円切り上げの幅は妥当なものと、国内施策がよければ不況は克服できると、そういうふう述べていますけれども、しかし予想外の大幅な切り上げでありますから、一般の国民感情からすればちよと意外な感じでもあります。一ドル三百八円にきまつて、今後の日本経済は一体どうなっていくのか、非常に疑心暗鬼であります。

そこで、政府は、来年度の経済をどの程度の実質成長を見込んでいるのか。また、不況と物価高が到来して、国民にこれ以上の犠牲をしいることがないのかどうか。十分な不況対策をとった経済政策を望んでいると思うのでありますが、この点について大臣の所見をまず最初にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(田中角榮君) このたびの円平価の調整に際しましての感じを率直に申し上げますと、有史以来初めての多国間調整によつて、十カ国に及ぶ通貨調整が行なわれたということでございますから、歴史的なものであることは事実でございます。また日本の円平価決定につきましては、率直に申し上げて、多少引き上げ率が多いような感じがいたします。

私は通産大臣として、一〇%、一二・五%、一五%というような計算をやってみましたけれども、輸出に及ぼす影響等を見ますと、一五%

までなら何とかやっていけるかなという感じでございます。一七%になりますと、政策を行なわない限り、多少輸出も横ばいもしくはドル建てでも下がっていくのじやないかという感じを持っておったわけでございます。その後こまかい計算をいたしまして、一六・八八%の決定が行なわれた直後、四十七年度、ドル建てで対前年度比一〇%増程度の輸出が確保できるようにならないかというところで試算してみると、やはり横ばいもしくは下がるだろうという、どうしても下がる傾向の数字が出てまいります。これはしかし、ことしを見てわかりますように、景気が悪いために輸出ドライプが行なわれているような状態というものが続いているわけでございしますから、あまり樂觀ので

きる状態でないことは事実でございます。ことしの経済成長率が四%台と見込まれておりますので、このままなら来年度も横ばい程度であろうと、この経済企画庁でも私たち自身も見ておるのでございます。中には四%に満たないという数字を出す人もございしますが、まあ四%台と、こう見ておるわけでございます。来年度は、七・五%の成長率を維持するために、財政政策、税制政策、その他諸般の対策を行なつてまいらなければならぬと考えております。

特にこの円平価の切り上げに対しまして、十カ国のうちアメリカを除く九カ国は、みんな多少切り上げ幅が大きいのかやないかというふうな、日本と同じ感じを持っておるわけでございます。特に西ドイツなどは、日本の円との間は五%以上なければ承認できないという決議を開催しなければならぬという状態でございますし、フランスも、それ以上下げられては困るといって、あれだけ強くアメリカに対してドルの切り下げを要求しておったものが、もうそれ以上切り下げられては困るんだという、フランス自身が切り下げなけ

ればならないという状態において平価調整が最終に行なわれたわけでございますから、アメリカが五割ぐらいいし切り下げたいと思つておつたものが、御希望でしたら八割でも九割でも切り下げますと言つたところに、多少の負担感がみんなあるわけでございまして、経済に及ぼす影響は全くないなどということはありません。そういう意味で、政策はほんとうにタイムリーに行なう必要がある、こう考へておるわけでございします。

○竹田現照君 大臣、最初に通産大臣としての所信を表明されたとき、この委員会、円の切り上げが一〇%以上ではちよつと困るということをおっしゃいましたね。一二・五%という話があるけれども、これは一〇%と一五%の間をとつたので、実際は一〇%以上じや困るという話もこの席上で言われました。それで、この十九日の通産省見通しの、円の切り上げが一五%の場合は来年度の輸出は一〇%増だというところが新聞に出ていますね。それが一六・八八%ということになってくると、十九日の段階における一五%切り上げの場合の通産省見通しとどういふ変化が出てくるんですか。約二%違つてきているわけですから、十九日現在よりは、これはどうですか。

○国務大臣(田中角栄君) まあ、いままでは非常にきびしく、これは通貨調整の過程におけるものでございしますから、きびしく見ておりましたし、また現在もきびしく見ておるわけでございします。先ほど述べましたように、日本が考へておつたよりも二%程度上がったということをいま仰せられました。これは、アメリカを除く各国もみなそういう状態に幾ばくかずつの負担感を持ておるわけでございますので、対米問題を考へますと、いままでよりも、まあいままでは対米問題、私たちが減る減るといっておりましたら、歴年で見ますと、ことしのニクソン・ショックがあつたにもかかわらず、七十二、三億ドルという実績になっておるわけでございます。そういう意味で、私が日米繊維交渉を行ないますときも、一月になった

らがつたと減りますよと、こう言つたのですが、どうも十二月、一月に、がつたと減るような状態にはなつておらないのでございします。そういう状態から考へますと、対米輸出という面は、ドルの切り下げ幅が大きかつたということをお申し述べましたが、結果においては相当調整をされる、こういうふうに見るべきだと思ひます。その意味では、輸出に關する限り対米輸出が三〇%というウェイトを持っておりますので、やはり輸出全体に及ぼすパーセンテージも全く関係ないというふうにはいえないわけでございます。

○竹田現照君 それで、この円の切り上げで、産業界の受ける影響というのはいろいろさまでだと思ひます。そのうち、為替差損を受ける業界、それは勢い政府に補償を求めてくると思ひます。また逆に差益を受ける、たとえば石油、こういうものに對して価格の引き下げの指導なども当然に行なわなければならぬと思ひますが、いろいろなことをいわれているけれども、それじや石油等の問題が、値下げが現実の問題として行なわれているかといへば、通産省も物価対策特別委員会等でもいろいろ言われておりますけれども、あまり変化がありません。新聞の解説によると、石油業界の差益は千六百億円というふうなこともいわれておりますけれども、OPECの値上げその他、差し引きゼロになつてしまふのじやないかというふうなことも書いていますけれども、いずれにしても相当の差益を受ける状態にある。

そのほかにも、国際通貨調整後にとるべき経済政策がたいへんむずかしいと思ひますけれども、いま来年度予算の編成の最中で、年内編成もとかくいわれていますけれども、そういういろいろな問題を含めて、景気振興策あるいはその他、損をするもの、得をするもの、こういうさまざまの問題を含めて、これらに對する通産大臣としての基本的な態度をどうとていかれるおつもりなのか、この点をお伺ひいたします。

○国務大臣(田中角栄君) 平価調整には二つの面がございします。これはもう、影響をプラスの面に受けるものとマイナスの面に受けるものがございします。輸入品等は、原材料を諸外国から入れなければならぬ日本でございしますから、具体的に輸入品は安く買入るということでございまして、これは物価対策にも寄与するはずでございします。しかし、もう一面においては、円平価が切り上げられたことによつて輸出はしにくくなりますし、国内景気もなかなか浮揚しないという大きな面の影響を受けるわけでございしますから、中小企業等輸出業者においてはそのマイナス面の影響を受けると見なければなりません。

この二つの面で、輸入品が安くなるので物価に寄与するというのは、時間がやほりかかると思ひます。ところが、もろに影響を受ける、輸出が減るとか景気が浮揚しないとかという面は直ちに影響してくるということを考へて、区別をしておつては、これはほんとうにたいへんになるおそれがございますが、しかし、たいへんにならないためには、タイムリーに積極的な対応策を行なつていく必要があるということでは、予算編成においては財政、金融、税制面等で影響を受ける面に対する施策を遅滞なく行なうべきでございします。これは行ない過ぎるということはないと思ひます。景気が非常に、考へた年率一〇・一%よりも半分にも満たない状況であり、もつと下ではないかと言われている現状、来年もなかなか浮揚する要因が少ないというふうに見ておる現状に徴して、やっぱ政策は大き目に行なうべきだと思ひます。それで石油等、端的に安くなるものにつきます。これは、いま御指摘ございましたように、OPECの値上げ等は変動為替相場制の中でこれを吸収しておつたわけでございします。ところが、後進地帯は直ちに反応しまして、この十カ国の平価調整が行なわれた直後、OPECは第二段階の値上げを考へておるといふことが報道されておるのでございしますから、いま申し上げるように、この平価調整による安く品物が入るといふメリットが国民生活にすぐ結びつけられるかどうかということ、なかなかめんどろな問題がございします。これは政策としてもどうしてもそうしなければならぬし、通産政策そのものが、やはり自由化によつてもなかなか値下がりにならないというふうなことから、もう少し通産政策そのものに對してもメスを入れなければならぬということをお真剣に考へておるわけでございします。

○竹田現照君 それで、この貿易に關連してお尋ねしますけれども、大幅な円の切り上げ、これは政府が従来とつてきた輸出優先、高度成長政策の結果だといふことは、もうざつと言つてきていますけれども、今後これと同じような態度を続けるおそれが出てきます。そこでこの際、秩序ある輸出を求めるという通産大臣の所信、これについてあらためてお伺ひいたします。それと、大臣談話にもありましたが、わが国としてはこの機をとらえて諸外国に對し、保護貿易主義からの脱却と国際均衡の実現のため節度ある態度を要請してまいりたいと考へております。こう言つていますが、外国にいま要請するのは、また日本自体がやらなければならぬ問題と、両方あるわけですか。この点のからみ合いをどういふふうにお考へになつていらつしやるのか、お伺ひしたい。

○国務大臣(田中角栄君) 今度の平価調整がもしできないとしたらどうなるかといつたら、第二次大戦後つづられてきたIMF体制、ガット体制というふうなもの根底からくずれおそれがあるわけでございます。説をなす人は、もうニクソン新政策の発表の時点においてガット体制やIMF体制はこわれてしまつたんだというふうな極論をなす人がありますが、私はそう考へておりません。これはやはり今度の平価調整という、多国間協定によつて有史以来の結論が出たことは、すなわち新しい意味での国際経済機構というものの維持をしたといふふうに見るべきだと思ひます。そういう意味で縮小均衡、無制限な経済競争のよくなものは、やっぱ歯どめができたといふこと

だと思ふわけでございます。そういう意味で、このままにしていってアメリカの課徴金は撤廃されない、またヨーロッパも課徴金制度をとるのじゃないか、カナダも立法措置をするのじゃないか、いろいろの危惧があつたわけでございますが、一応課徴金は廃止をせられ、ヨーロッパ、EC諸国との間の新しい事態も回避できるということだと思ひます。これを永続的なものにするためには、やはりバランスのとれた貿易ということをしなればなりませんので、国内的にはいい品物を適正な価格でという、やはりオーダーマーケットイングという政策はどうしても進めなければならぬ問題だと、こう思ひます。

もう一つは、国内政策として、景気浮揚や輸出というときに、不景気の輸出増、不景気の株高とか、不景気の中における物価高、スタグフレーションというような問題を起さないうちに、これからの経済政策というものは、相当量的な面から質の面への転換を急がなければならぬ、こう思ひます。だから、先ほど申し上げましたように、量をよけい出して輸出振興するのじやない、いい品物を適当な利潤のもとに輸出をする体制をつくる。それがやはり国内の産業体制もそうでなければならぬと思ひますし、それから公共投資そのものも、ただ景気を浮揚するためにむやみやたらにやるというのではなく、質的な改善策というものを前提とした投資が中心でなければならぬ。戦後の量的拡大から質の時代に、国際的協調を保てる質の時代というスローガンが実践されなければならぬ、こう考へております。

○竹田現照君 さきの円対策八項目について、今回の政府声明でも「率先して自由貿易を擁護するにない手になる」というたつておりますが、来年早々の日米首脳会談に大臣も同行される。当然その中で話題になると言われている自由化の問題ですね、これはもう農産物等は物価対策の上でも役立つと言われているけれども、なかなか国内事情でうまくいかない。通産省の電算機も同じことでしょうか、当面、来年の日米首脳会談で

アメリカ側から強く求められるだろうと言われている。こういうたつた自由化について、どういふふうに対処しようとなさっているのか。

○国務大臣(田中角榮君) その後の国際的な事態は変わつてはまいりましたけれども、日本の自由化を促進するという基本的な態度は変わつておらないわけでございます。なお、ケネディラウンドの推進、いわゆる縮小均衡への道を選ばず拡大均衡を保つていくための応分の負担、応分の寄与はしなければならぬ、こういう考へてございますし、やはり無差別自由という究極の理想の実現のためにはあらゆる角度から努力をしようという、世界に向かつて宣言をしておる基本姿勢は、どうも変わつておらないわけでございます。

また今度は、八項目を国の内外に宣明をいたしました。これは平価調整の前提としてやつたことであつて、平価調整が終わつたらもう考へないでいいじやないかと極論する人がございますが、そうであるエコノミックアニマル、こう言われるわけでございますので、そうでなく、やはり日本の実情を前提としながら自由化政策を進めてまいるということではなければならぬと思ひます。日本もこゝ一、二年間、急速なテンポで自由化を進めてきました。まだ世界各国では日本商品が洪水のようになるといふことを言うのでございませう。その中で、それはもう十分理解をせしむるよう努力を続けながら、日本が公平な立場で見ても進めなければならぬ自由化その他に対しては、これはもう積極的に進めてまいる。そうでない、これだけの平価調整を行なつたにもかかわらず、まだ二国間協定をやるうとか、いろいろの問題が起つてまいりますし、そういうものを絶対に排除しようという考へてございませう。国益を守りながらも国際的な義務を果たしてまいるという基本的な姿勢でございませう。

○竹田現照君 衆議院本会議の出席の時間もあるようですから、ちよつと大臣に対する質問は中断しなければならぬと思ひますが、中小企業に關連して今度の通貨調整でお伺ひしますけれども、

政府もお考へになつておられますし、各紙も一様に言つていますが、輸出関連中小企業に与える影響というものは非常に大きい。今度の円切り上げは、これはこの影響というのはいかに予測をされておるのか、この点を最初に伺ひたい。

○国務大臣(田中角榮君) 影響はあります。まず、あります。これを先に申し上げておきます。しかし、影響のある面につきましては、やはりこれだけ円平価が上がつておるのでございませうから、そして輸出の金額の中に占める原材料の値下がり分というものはカバーできないわけではございませう。圧迫を受けるということは事実でございませう。対策は行なわなければならぬ、ということも申し上げたわけでございませう。

と同時に、もう一つの面を申し上げましたのは、すでに変動為替相場制に入つておりましたし、課徴金が撤廃をせられたという面がございませう。これは、日本には特に変動為替相場制というやうな、何というんですか、中途はんばいというか、固定相場制度の中で長い間なされてきた日本人には、変動為替相場制というものがなじまなかつたわけではございませう。ですから、中には早く切り上げてくれ、こういう議論、早く切り上げてくれという議論は日本だけだつたと思ひますが、そういう議論が八月十五日以降マスコミにも散見をしたやうな次第でございませう。なお課徴金も、一律的ではなく、相手負担するもの、バイヤーが負担するもの、また輸出者が負担しなければならぬもの、いろいろのものがございまして、非常にめんどつたわけではございませう。そういう意味からいふと、幾らか高いやうな気はいたしますが、固定レートに近い円平価の調整が行なわれたというプラス要因も確かにあるわけでございませう。

そういう意味で、この両者を十分考へながら政策を行なうということではございませうが、これは、出血輸出というものが行なわれないやうに十分考へてまいりたいと思ひます。これはもう国内の景気を浮揚しないと、どうしても出血輸出になります。そうすれば、もう一ぺん円を切り上げなければならぬやうな状態になります。そういうことにはつながらないやうに、国内景気浮揚対策というものをまずやるということが一番の対策だと思ひます。もう一つは、やはり今度の日米繊維協定でもつていふなんなりストップアップをやる中で明らかになりましたが、スクラップ・アンド・ビルド、スクラップのほうにも、幾らかそういう面も避けがたいところもございませう。そういう調整も十分考へ、事業の転換とか転業とかというものはやはり考へていくべきだと思ひます。黒字倒産しないやうにということで、もう平価調整の問題から、なさなければならぬ金融政策とか、そういうものも考へておられますので、まあ私は政策さえよろしきを得れば、この円平価改定は乗り切つていける、乗り切つていかなければならぬ。

昭和初年の金解禁のときは一三・六%でございましたけれども、非常に問題がありました。これは前提条件が全く違つたのでございまして、一次産業比率が高かつたあの当時は違ひます。二十四年四月、三百六十円レート設定のときには、三百三十円レートと四百円レートとあつたわけですが、足して二で割つたわけじやないのですが、三百六十円レートを下ツジが採用した歴史がございませう。まあ三百六十円レートで、こんなもので耐えるわけはないといつておつたのが、何とか今日になつたわけでありませう。今度は、いままでもなつたのだと思ひますが、業種別にきめのこまかい政策を行なうということではございませう。これはこの一六・八八%という対ドル円平価調整というのは、固定的なものにせしめ得るだろう、このやうに考へております。

○竹田現照君 何といつても日本の中小企業のたゆまない努力というものが、今日の経済成長の原動力になつておるわけですが、しかし、国際通貨調整の段階で、大企業はさきの変動相場制移行の際に、いわゆるドル売りでもうけ、それから円切り上げを見越していわゆるかけ込み輸出、これで為替差損を回避しようといふ一生懸命やつておるとい

うふうに伝えられています。そのかけ込み輸出の実態については後ほど伺いたしますが、しかし、中小企業はそのいずれもできない。そうして調整の影響というものを受けるわけですが、これも、これに対して国による損害の補償、こういうものが当然起こってくると思ひますけれども、それに対する見解をお伺いいたします。

○国務大臣(田中角栄君) 大企業は何とかして切り抜けてきたじゃないかという議論は、絶えず起こるわけですが、大企業というのは確かに耐用力も強いわけですが、しかし今度の平価調整におきましては、大企業でも、石油企業のようにとにかく値上げしないで済むという、利益を得る面もございしますし、造船のように、延べ払い輸出をしておいたものに対しては全部もろにかぶってくるというものもございします。機械の延べ払い輸出もそのとおりでございします。同時に、債務を持っておいた者はこれはちよつと、みな利益を得ておるわけではございません。いずれにしても、延べ払い輸出をやっている企業、現に仕掛け品であつて、ドル建てで契約をしておる、円建てにまだ転換しておらないものは困つております。こういうものに対する対策は、税制上その他で何らかの措置をしていかなければいへんと思ひます。

中小企業というのは、自分の輸出をしているときにも、なかなか変動為替相場制というふうなものになじまなかつたということもございします。それからもう一つは、下請をしておりまして、輸出価格が下がった分だけ下請を値切られてしまつたのでは、これは下請は往復になるわけではございません。ここが通産省の今度一番深刻に考えて、実態を把握していかなければならない問題であると思ひます。これはやっぱり縦横の輸出などでもそうですが、相手にたたかると、その分を下請を値切るということに持つていったのでは、これはほんとうに困るわけです。下請代金支払遅延防止法などというものは済みません。ですから、そういう意味では下請にも税制上私は一歩の問題があると思ひますし、それから金融的な施策

も必要でございします。下請代金遅延の防止に対しても当然でございしますが、そればかりではない、平価調整のその差額が、中小企業、零細企業、下請企業に絶対にさや寄せにならないように、そういう政策、歯どめをやらなければいけません。それは大企業にも相当協力を求めなければならぬと思ひますし、しかし、協力を求めるだけではなくて、何らかの制度的なものも考えなければならぬのじゃないかというふうなことで、私自身もこういう問題に対しては、通産省を主体にしまして、十分誤まりのない政策を考えてまいります。

○竹田現照君 いま大臣お答えのとおり、実際は下請その他、下へ下へとしわ寄せが非常にきつくなるわけですから、その点について十分なる監視と政策上の指導等、格段の努力をしていただきたいと思ひますが、先ほどお答えがあつたのですけれども、さきの国際経済調整対策措置法による対策だけでは明らかに不十分なもの、繊維産業並み、たとえば設備の買い上げ等を含めてお考えになつていられるというふうな理解をしいののですか。

○国務大臣(田中角栄君) そこまで申しますと、なかなかそうはいかないわけではございます。あらゆるものの設備を買い上げというわけにはとてもまいらないわけではございますが、とにかく中小企業につきましては、この円平価調整というふうな問題を契機としまして、抜本的な対策が行なわれるきっかけにしたいということをお考えしております。ただ、すべてのものを日米繊維交渉による繊維の機械買い上げというふうな、すぐ結びつけてお答えするわけにはまいりません。これは千差万別でございまして、すべて共産圏のように政府が全部買い上げて調整を行なうというわけにもいきませんので、やはり一つ一つ実態を把握しながら、対応する政策をタイムリーにやつていくというところでひとつ御理解をお願いしたいと思います。

○竹田現照君 大臣、衆議院の本会議でさうですから、しばらく大臣のほうは保留しますから、それじゃこれは貿易局長になるのですか、いまでも必要でございします。大臣にお伺いしたかけ込み輸出の問題が新聞にも出ております。通産省は、かけ込み輸出といわれるものについてどういうふうな掌握されているか、お答えをいただきたい。

○政府委員(外山弘君) 先般ニクソン声明が行なわれまして、しばらくの間、三百六十円レートのまま変動相場制に移行する期間の間がございしました。その間に、御承知のように輸出前受けというふうなかつこうで、あらかじめ為替の変動に備へまして既契約の現金化という点で、いわばそういう輸出前受けの増大というかつこうの現象が見られたということは、御承知のとおりだと思ひます。今回の御指摘の点は、おそらくは、いろいろの国際会議が進展しているさなかに、近く平価調整が行なわれるであろうという予想のもとに、その際はドルが、いま自社レートというふうなかつこうでやつている為替相場よりもつと円高の相場になりはせぬか、その際には、いまのとこ早く輸出の代金決済を急ぐといひますか、輸出契約を急げるものは急いだほうが有利であるという判断で、最近の輸出契約がかなりそういう傾向を含んでいっていることが指摘できるのではないと思ひます。

と申しますのは、八月以降新規契約というのは非常に減つていっているという把握をされますけれども、九月以降まだだんだんと取り戻してまいりまして、十月、十一月と、前年同期比二割をこえる輸出の船積みが行なわれたわけではございます。そういうことを見ますと、あるいは近々行なわれる平価調整に備へて、輸出の船積みのできるもの、つまり逆にいえば現金決済の可能なもの、それをできるだけ早く契約を完結しようというふうな動きになつていっていることは、十分想像できるところでございします。しかし、どのくらい割合がそういう傾向をあらわしているか、たとえば数字でそれを言うということになりますと、これはなかなかむずかしいと思ひます。そういう傾向が含まれて輸出の船積み実績があまり落ちないということは言えるかと思ひますが、どの程

度がそれに寄与したかということになりますと、非常にむずかしいと思ひます。その辺、数字的に申し上げるような勉強しておりませんけれども、ただそういう傾向があつたということは指摘できるかと思ひます。

○竹田現照君 この輸出前受け証明書に基づく前受け制度の監視というふうな点について、これは差益を明らかにもくろんで行なわれていることについて、何らかの手だてというか、あるいは行政指導なりいろいろなことを行なつたのですか。

○政府委員(外山弘君) 八月の終わりに変動相場制に移行いたしました。これは大蔵省令、つまり大蔵省が為替管理の立場からこれを強化したわけではございまして、一件一万ドル以上のものは円転換を認めないというふうなことをいたしたわけではございします。したがつて九月以降、前受け金額と申しますのはほんのわずかの金額が毎日行なわれておりますけれども、すでに八月以前の、以前と申しますか、平常時における輸出前受け、つまり、普通の商慣行の中で行なわれております前受けの金額よりもつと少ない金額の推移を、それ以来して行なつてございします。したがつて、それ以降は特に目立つた現象は起こつておりません。ただし八月の十五日から二週間の間の措置につきましては、その間、銀行、商社等に立ち入り検査をするとか、それから実際の契約の裏づけがあるかないかを厳重にチェックするというふうなことの行政指導は十分いたしたけれども、あのような推移を見たわけではございまして、結局、円転換規制というかつこうでこれを押えたということで、九月以降は、特に問題のような数字の推移は示してないわけではございします。

○竹田現照君 十二月に入つてから、かけ込み輸出の問題について新聞に報ぜられておるわけですから、必ずしもいまのお答えのようにはならぬと思ひますけれども、銀行側がどれだけでもうけたか

ということ、まだはつきりしておりませんけれども、国会でもいろいろ問題になりましたが、いずれこの問題については、通産省でいろいろと調べればわかることですから、資料としていづれ要求をして、またあらためて質問したいと思ひます。

そこで、今度の円の切り上げにあつて、政府の「対外経済政策の推進」の中に、当然発展途上国における資源開発も含まれると思ひますけれども、資源開発の問題は、単に輸出保険の対象にするということではなくて、国がもつと一次産品の開発輸入あるいは融資買込等の問題に取り組み必要があると思ひますけれども、政府の海外資源開発に対する態度をあらためてお聞きしたい。これは大臣にお伺いしたいと思ひましたが、ちよつと時間の関係がありますので、どこの担当になりますか。

○政府委員(辻清君) 海外資源開発は、今回の円の大切り上げによりまして、現在約十億ドル程度の投資残高がございまして、その差損を受けるという痛手が実はあるわけでございしますが、仰せのとおりわが国経済の安定発展のためには、今後ともやはり海外地下資源の開発ということに大いに力を用ひなければならぬと考えております。

それで、やはりリスクが非常に大きゅうございしますので、探鉱関係の資金につきましては、現在ございします石油開発公団、それから金属鉱物探鉱促進事業団、この二つの政府機関がやはり中核になりまして、十分な予算措置及び業務の充実強化をはかりまして、民間の行なう探鉱事業というものを大いに推進するというのが基本であると考えておる次第でございします。また、幸いに探鉱が成功いたしましたして、いよいよ生産に移るといふ段階で、これまたきわめて巨額の資金が長期必要になりますので、現在行なっておりますように、輸出入銀行からの融資というものを中心に、民間資金も一部合わせまして、さらにこれに、先ほど申し上げました石油開発公団等が借り入れの保証に立つてやるという制度が現在ございしますので、こ

れを一段と強化するということで、生産関係の資金が円滑に手当てできるようにするということがまず何よりも基本である、かように存じております。それで、これと並行いたしまして、海外で有望な開発事業をやつておる外国企業がある場合、これに日本の企業が金を貸すという形で融資買込をする、製品である鉱物をそういう形で輸入するということは、今後とも非常に必要である。現在はきわめてこれは低調でございしますが、今回の保険法の改正では、これの金融の円滑化をはかる上で今回の保険制度の改正は益するところが大きいものがあるかと、かように考えておる次第でございします。

○竹田現照君 それはあとでまた融資買込保険に關連してお伺いすることにいたします。そこで、法律の改正に關連してお尋ねしますが、先ほど大臣にお尋ねしましたが、国際通貨調整に伴つてわが国の輸出政策そのものを直すべき段階に來ている。そのためには輸出金融あるいは税制の面から主として再検討をされると思うのですけれども、この輸出優遇策の緩和の方向に向かつていますすけれども、今度の法律の改正は、延べ払いの輸出の優遇促進など、全体に輸出政策の方向とはちよつと逆行しているやに見受けますけれども、こういう国際通貨問題が提起をされて、いろいろと全世界的に一つのたががたがたつた段階で、この法律の改正案が、この沖繩国会といわれているこの国会に、無理をして出したとはおっしゃらないと思ひますけれども、無理をして提案をしたように私も思ふのですけれども、どうしてこの法律をこゝまで急いで出さなければならなかつたのか、この点についてお伺ひします。

○政府委員(外山弘君) まず第一点の、輸出優遇策の再検討という点では、御指摘のように税制並びに金融等を通じて、從來でも、単に輸出の伸び率が高いことを懸念する、あるいは輸出比率の高いことを懸念する、そういう政策につきましては是正というふうなことを行なつてゐることは事実でございします。ただ、今後とも安定的な持

統的な輸出がやはり必要である、そうしてもう一つは、国際協調の中で輸出が正常な伸びをしていかなければならないというふうな配慮のもとに輸出政策というものは考えてまいりたい、こう考へてゐるわけでございします。

で、今回の輸出優遇になるように思われます輸出保険法の改正は、プラント輸出の促進という点には確かに通ずるものがあるわけでございまして、今回のバイヤーズ・クレジットという点の改正点につきましては、私どもとしましては、これが輸出構造の質的な高度化といひますが、あるいは発展途上国が熱望してゐる大規模プロジェクトの実施というふうなことのための長期の信用の供与というふうな、そういう要請にこたへる意味で、輸出信用供与形式の多様化あるいは経済協力の手段の多様化というふうなことで、こゝういふ配慮を保険法の中でございしたたいたわけでございます。したがひまして、プラント輸出という、ほかの諸国に比べれば比較的日本の輸出としては脆弱な部門でございまして、それから、先ほどのような対外姿勢から見まして、そういうものを通ずる政策がそれだけ妥当ではないだろうか、こゝういふふうな考へてゐるわけでございします。

一方、なぜそれではこんな無理をしておつしやる御指摘の点でございしますが、先般の対外経済政策の八項目、その中には、日本の経済的な国際的な責務というふうな角度から、いろいろな項目がうたはれてゐるわけでございします。この中に、こゝういふことの環として経済協力の拡大というふうなことが、あるいはバンクローンの拡大とか、そういうことがうたはれております。つまり、日本がこれだけの経済の力を持ってきた以上、もっと多様な手段で、もっと積極的に発展途上国の要望にこたへ、かつ日本の国際的責務にこたへるべきである、そのためには、從來とかく消極的であつたバンクローンの供与についてももっと積極的になるべきである、それから経済協力の中で、もっと後進国の要望にこたへられるよう

ないいろいろな多様な手段を用意すべきであるという項目が、各論としてうたはれてゐるわけでございします。そういうことを実施するためには、保険法の改正、今回おはかりしたような改正といふふうなことは非常に役立つ、ということは逆に申しますと、今回のような改正をいたしませんと、せっかくこゝういふた対外態度の円滑化をはかるといひまして、うまくいかないのではないだろうか、こゝういふふうな配慮で、できるだけすみやかにこゝういふ八項目の実施の円滑化に資したい、こゝういふふうなことで今回の国会におはかりした次第でございします。もちろん、もともと私どもとしてはこゝういふた方向に保険法の内容を充実したい、こゝう考へてゐたわけでございしますけれども、先ほどのような要請の中で、できるだけ成果がまとまり次第すみやかに出すことが、それだけ国民経済にとつて必要なことではないだろうか、こゝういふふうな判断をした次第でございします。

○竹田現照君 支払い準備高が百五十億もいふある。ですから、いまのお答えとは逆に、むしろいまの輸出保険というものを全面改正をして、国による普通輸出保険あるいは輸出代金保険等というもの廃止してしまつて、これを民間に移すなり、国の保険というものは、もっぱら海外投資保険の拡充なり輸入保険に限定すべきではないか、こゝういふふうな考へも持つのですけれども、これはどう考へになりますか。

○政府委員(外山弘君) まず第一点の、支払い準備率の点でございしますが、これはことしの年度初めは二百二十七億でございします。ようやく〇・三五くらいの準備率になるわけでございまして、御承知のように昭和四十年、四十一年と大きな事故がございまして、一時非常に保険収支は悪化したわけでございしますが、その際に、資本金の増額等をお願いすると同時に、その後、保険財政の健全化の方向をたどりまして、ようやく支払い準備率も次第にふえてまいりまして、まあ〇・三五くらいの準備率になつてまいりたわけでございします。しかし、これはまだ十分とは申せませんが、昨年、

一昨年等に比べますと、次第に健全化の程度を増しておるといふことは申し上げられるかと思ひます。

そうした中で今後とも、今回の改正をお願いしているような件につきましての保険の支払いを含めまして、私どもとしては保険財政の健全化と同時に、こういった新しい保険の弾力的な運営というものを考えながら、保険財政を円滑に健全に運営してまいらなければならぬ時期でございまして、さらにそういった方向で収支の問題をとりえてまいりたい、こう考えているのでございまして、そういった際に、保険の種別の問題につきまして、先生がいま御指摘のようなことがこの大改正というふうなことをするには、まだ時期が問題である。少なくとも、従来の昭和二十五年以来発足した保険が、現在、いままでの対外経済活動の多様化の中で、いろいろな種類の保険をそのつどふやしてまいりまして、国会におはかりしながら、現在は七種類の保険を運用しているわけでござい

ます。それが、それぞれの対外活動にこたえて、まあ順調な発展を続けているわけでございまして、いましばらく、やはりこういったそれぞれの保険の健全な運営というところに努力をしてまいりたい。政府のやる保険をもう少し整理したらどうだろうかと、御指摘がございましたけれども、確かにヨーロッパ等におきましては、政府が委託して民間にやらしているケースもございまして、これはドイツの例でございまして、あるいは公社とか、こうでやっている例もございまして、これはフランスでございまして、しかしイギリスは、日本と同じように、政府そのものがやっているわけでござい

ます。で、政府がやることによって政策的な運営が可能になるという点が一つございまして、これはやはり保険と申しますのは、海外投資とか経済協力とかプラント輸出とか、そういったものの対外活動の実態に応じて、それを補うような政策的な運営が必要でございまして、そういった点では、政府がやることはかなりそれだけ距離が近くなるというふうにも考えますし、それから一方、そういった政策的な配慮が要るだけに、いろいろな各関係のポジションとの連絡が必要でございまして、保険の引き受けにあたりまして、いろいろな政策担当の部局と相談しながらやっておるわけでござい

ますが、そういった機構がかりに独立の公社みたいなものになりますと、それだけふえるということ、つまりそれだけ膨大な機構が要するということがあります。それが保険料の上に悪影響を及ぼすとなれば、それは、それ自体問題であります。私どもといたしましては、やはりいまのようなことがうでやるのが一番能率的ではないだろうか、こう考えている次第でございまして。

○竹田現照君 考え方をちよつとお尋ねしたいんですが、経済協力に關係してお伺いたしますけれども、わが国の経済協力は、金額の面でいまは一体どうなっているのか、数字でお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(外山弘君) わが国の経済協力の実績は、昨年度におきまして十八億ドルをこえるというふうなところまで達しております。援助実績という点で申しますと、GNPの比率で〇・九三%というところまでいっているわけでございまして、それから、絶対額で申しましてもアメリカに次いで高い額になっているというふうな水準に達しているわけでございまして。

しかし、その中身を見ますと、たとえば政府開発援助実績という点で申しますと四億五千八百万ドル、これはGNPの比率で〇・二三%というところとございまして、DAC加盟諸国の平均水準が〇・三四%でございまして、この平均にもいってない、そういう結果になっております。また援助条件というふうな点でもかなり平均よりも悪いというところで、いつもDACの会議ではその点を指摘されているわけでございまして、したがって、総額の上では非常に高いところに達するものも、例の一分目標というところに達するものも、そう遠いことではないと思ひますし、本年度は、あるいは達せられるかもしれない、こう思ひますが、中身であります政府開発援助実績、これをもつ

とその割合をふやさなければならぬ、あるいは援助の条件をもつと発展途上国に有利にしなければならぬ、こういう問題点をはらんでいるというのが実情でございまして。

○竹田現照君 いまお答えになったように、中身は民間ベース資金の伸びのほうが多量に、開発援助の立ちおくれが目立っているから、この点についてもう少し積極的な推進をはかる必要がある、こういうお答えです。私もそう思ひます。思ひますが、具体的に政府の経済協力の基本的な態度、この点についてもう一度詳しくお答えいただきたい。

○政府委員(外山弘君) 経済協力の実績が、そういう意味で量の問題だけではなくて、質の問題で批判を受けているという点が一つございまして。したがって、その点につきましての問題点をできるだけ早急に解決していかねばならぬという点が、今後の一つの態度だと思ひますが、同時に、わが国の経済規模が著しく拡大している、そして海外のわが国の経済協力に対する要請が非常に高まっておるというふうなことで、さらには、外貨の蓄積型から外貨活用型の経済に移行する必要がある、こういうふうなことが新たにそういつた実情に加わっているわけであります。そういう意味でも、先ほどの質の充実の一その努力をしなければならぬというふうな立場にあるわけでございまして。そうしたことを背景にいたしまして、先般の円対策の対外経済政策八項目におきまして、経済協力の拡充につきまして「政府開発援助の対GNP比を当面可及的すみやかにDAC平均水準程度にまで引上げるよう努力すること」とも、引き続き財政力を勘案しつつ、国際的要請の水準まで高めるよう努める」というふうな方針が打ち出されておるわけでございまして、この方針に沿ひまして私どもも全面的に努力をしてまいりたい、こう考えている次第でございまして。

○竹田現照君 来年度予算に対する通産省の考え方は、この点についてどういうふうになっておりますか。

○政府委員(外山弘君) 経済協力の政府援助の拡大というところは、結局政府の予算、財投に非常に響いてくるわけでございまして、ただ同時に、政府開発援助に關するそういった数字は、各省に分かれておるわけでございまして、あるいは各政府機関に分かれておるわけでございまして。たとえば経済協力基金の金額、あるいは輸出銀行の金額等も重大な影響がございまして、あるいは外務省等が行なっております無償援助で、経済協力以外の文化的な協力、教育的な協力、そういったものに對する予算の増額ぶり、これも影響してまいります。私どもの立場では、たとえば技術協力の予算、外国の研修員を招いてこちらでセミナーを開くとか、あるいはそういった技術協力に對する海外への専門家の派遣とか、あるいは海外の発展途上国のプロジェクトに對する専門的な知識の提供とか、そういった場合の技術協力予算、こういったものが一部私どもにございまして。それから、同時にそのほかの、プロジェクトの事前調査といったようなことで、経済協力に對するいろいろな応援の予算は計上してございまして。

で、私どもとしては私どもなりに、経済協力予算のふやし方を考えたいということ、実は御承知のように一般會計予算は二五%の頭打ちというふうなことがございまして、経済協力予算につきましては四二%の増加を現在要求しているところでございまして。現在のところ、輸出振興予算のふやし方よりも経済協力予算のふやし方のほうに重点を置いて考えてまいりたい、こういうことで現在予算折衝をしているところでござい

ます。

○竹田現照君 今度の法律改正の目玉でありますバイヤーズ・クレジット保険についてお尋ねしますけれども、これを採用することによって輸出代金保険引き受けの増加というものは、どのくらいに見通されるのですか。

○政府委員(外山弘君) 輸出代金保険制度の拡充に伴ひまして、わが国の輸出の中心として今後、先ほど申しましたようなプラント輸出の伸張

ということとは考えられると思います。四十七年度の輸出代金保険の引き受け金額という点を申し上げますと、現在一兆五千六百億円と見込んでおりますが、このうちバイヤーズ・クレジット保険の引き受け金額を、約一千九百四十億円というふうに見込んでおるわけでございます。つまり代金保険の中の一部でございますので、総額として代金保険を大いにふやしていくというところが私どもの現在の見通しでございます。

○竹田現照君 この参考資料の「主要国の供与形態別輸出信用供与実績」これによりまして、バイヤーズ・クレジットとサブライヤーズ・クレジットの対比が出ておりますけれども、アメリカの一九六七年、二六七六対八六〇、それが七〇年、一九六〇対一四二四、これはアメリカの競争力が弱まったというようなことも言われておりますが、フランスはこの逆ですね。それは、世界各国がこの新しいクレジット方式をとるから日本もこれに合わせる、こういうふうに言うんですけれども、資料による限りは、そのメリットというものはどういうふうに出てくるのか、ちよつと判断できかねますので、この表に基づいてちよつと御説明をさせていただきます。

○政府委員(外山弘君) これは、主要国のほとんどがすでにバイヤーズ・クレジットを設けているという点を数字で申し上げたのと、それから確かに御指摘のように、年度ごとにバイヤーズ・クレジットがふえているのと、それから減少の傾向にあるのと、両方あることも御指摘のとおりでございますが、ただ、国によりまして、バイヤーズ・クレジットよりもサブライヤーズ・クレジットの多い国もあるわけでございますし、逆の国もあるわけでございます。特にこの資料から、バイヤーズ・クレジット自体の問題点とか、各国の形態別の特徴とか、そういう点はほかがい知れないのでございますが、バイヤーズ・クレジットそのものが、すでにどの国にも制度として定着しておる、つまり、少なくとも六七年以来これだけの実績を示しておるということを、この資料で示した

わけでございます。バイヤーズ・クレジットをどの程度の国が利用するかということになりますと、これは反面、バイヤーズ・クレジットを商慣行としていような国、あるいはバイヤーズ・クレジットになじみやすいと申しますか、そういう傾向のある国との貿易量が、多い国と少ない国でまたこの数字の状況は違ってくると思いますし、また歴史的にどれだけ定着しているかによつて、ふえ方が横ばいになったり、若干減るというふうなこともあるかと思ひます。

その辺は、この資料につきましても、さらに私どももいろいろと勉強していかなければいけないと思ひますが、わが国の場合は、少なくとも現在までなかったわけでございます。そして、いろいろな要請が非常にあったわけでございまして、今回、かねてやりたいと思つておりましたけれども、諸般の状況が熟したということで踏み切ったわけでございまして、わが国の場合は、これによりましてやはり中南米向け等の、そういう商慣行の中にバイヤーズ・クレジットを持っていけるような国との取引量は、このプラント輸出の面を通じてふえてくるのではないかと、こういうふうにかへるわけでございまして、また、これによりまして、バイヤーズ・クレジット自体のメリットというものが、本来いろいろの制度としてのメリットがあるわけでございまして、わが国の場合はゼロからスタートするわけでございまして、かなりのふえ方をすると申します。しかし、それが全部サブライヤーズ・クレジットに振りかわるといふような性質のものではないと思ひますし、おのずから限界はあると思ひますが、その限界に達した時点でまた数字の推移というのとは違つた姿を示してくる、こういうふうな予想するわけでございまして、いずれにしましても、この資料につきましては、もう少し各国のいろいろ、バイヤーズ・クレジットについての問題点等も含めまして、そういう傾向等も十分勉強してまいりたい、こう考えておる次第でございます。

○竹田現照君 今度の新しい方式というのは、あれですか、従来の輸出代金保険で輸銀によつて担保として認められていたわけですけれども、この方式もまた同様のものと解釈してよろしいですか。

○政府委員(外山弘君) それは同様でございます。つまりサブライヤーズ・クレジットにつきましては、輸出者が被保険者であるために、保険証券に私権が設定され、担保として金融機関に差し出されているわけでございます。しかし、バイヤーズ・クレジットの場合は、金融機関自体がクレジットの供与者である、で、被保険者になるといふ形式上の差はございますが、実質上の担保力は全く同一である、こういうふうにかへております。

○竹田現照君 このバイヤーズ・クレジット方式というものは、今度の保険のほうはそうすけれども、現実には日本でも行なわれているんですね。その内容、どうなんですか。この輸銀の資料ではちよつと数字があれですけれども、それはどうですか。

○政府委員(外山弘君) 今回おはかりしているような保険の付保というところがございませんでしたので、普通の民間銀行では、まだ供与した例はございせん。で、例と申しますのは、現在までのところ、輸出入銀行が世銀と協調して行なうというふうな形式が多うございまして、そういう形式で行なわれておりますのが九件ございまして、それからまたそのほかに、バイヤーズ・クレジットというふうなかつこうに、もつと狭い意味でのこれに当てはまるのが三件ございまして、いずれも、世銀との協調というふうなことで、こちらの当事者が輸銀であるというふうなことで例があるわけでございまして、これは、そういう内容のものしか従来は供与例として成り立たなかつたというのが実情でございます。

○竹田現照君 いまお答えになったのと今度の保険法との関係というものは、どういうことになりましたか。

○政府委員(外山弘君) 今回のような保険制度を開きますと、輸銀ももちろん利用すると思ひますけれども、一般の民間銀行も、これを機会に外国の輸入者あるいは銀行とつながりを持ちながらそういう信用供与が可能になるということで、非常にメリットが多くなるのではないだろうか、こう考える次第でございます。

○竹田現照君 そこで、先ほどもちよつと触れましたが、融資貸付、これについてお尋ねしますけれども、海外資源の開発には相当大きな金が必要ですが、そのほとんどが輸銀の融資にたよつておりますけれども、問題は、資金の借入の担保であります、現在、借入にあつたつての債務保証、その状況はどういうふうになっているのか、最初に御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(莊清君) 資源開発の際の輸出入銀行からの借入れにつきましては、石油開発については石油開発公社、それ以外の金属関係につきましては、金属鉱物探鉱促進事業団が借入れ保証に立つことができることになっております。で、現在は業務方法書で保証は五〇%以上ということになっておまして、ケース・バイ・ケースの運用がなされているわけでございます。

○竹田現照君 それで、開発資金需要の担保種別ですね、これについてひとつお尋ねしておきます。その内容はわかりせんか。

○政府委員(莊清君) ちよつと御趣旨がとりかねたのですが。

○竹田現照君 関連企業の連帯保証とか、いまの金探事業団の債務保証とか、あるいは自己資金とか、証券担保とか、その比率がいろいろある。それを。

○政府委員(莊清君) ただいまお答えいたしましたのは、輸出入銀行あるいは市中銀行から借り入れる際に、公団等が保証に立つという面を申し上げたわけでございますが、それ以外のものにつきましましては、もちろんいろいろあるわけでございまして、手元に資料がございませんで、後ほど御報告させていただきますと存じます。

○竹田現照君 お聞きすることを言つてあつたのですが、通じてなかつたのですか。——それでは

あとでそれは出してください。

そこで、今度この新設される融資買鉱の対象というのは、どんなものですか。

○政府委員(外山弘君) これは政令で鉱物を指定することになっておりますが、現在のところ、銅、鉛、亜鉛、粘結炭、鉄鉱石、それから石油、そういったものを一応当面の対象に考えている次第でございます。

○竹田現照君 そうすると、この法律案要旨の中に書いてある「長期契約に基づき輸入される鉱物の開発」云々という、その鉱物が、いまお答えになったものですね。そこで、先ほどもちよつと鉱山石炭局長がお答えになりましたが、この融資買鉱保険というのは、探し出してよい物が出てくる、そういう段階から対象になるわけでしょう。

○政府委員(外山弘君) 開発のためというふうな法文になっておりますので、一応、開発のためというところから範囲としては広く入ると思ひますが、保険の対象として考えるべき妥当性を持つてゐるということになりますと、先生いま御指摘のような点が最も通常の対象になる、こう考えたいと思ひます。

○竹田現照君 その探鉱の成功率というのはどれくらいあるんですか。日本の石油開発公団でもいし、金探事業団でもいすけれども、あるいは先ほどお答えがありましたけれども、外国がやっておる、そういういづれにしても探鉱の成功率、これはものによつて違ふでしょうけれども、どれくらいあるのか。どういふことなんでしょうか。

○政府委員(莊清君) 探鉱技術の問題もいろいろあると存じますが、大まかに申しまして、石油の場合には非常にリスクが高い、つまり成功率が低いのでございまして、最近五年間の世界全体の統計では、二%程度というのが成功率になっておるようでございます。わが国の場合には、ごく最近始めたばかりでございますけれども、幸運ということももちろんあるかと思ひますが、石油の場合でも、率はそれよりかなり高い一〇%台といふふう

なことになるかと存じます。一般の金属関係でございますが、これは物理探鉱等かなり正確にわかるような技術もあるようでございます。石油の場合よりもかなり成功率は高いようでございますが、それでも一般の常識では、大体一〇%程度と云ふのが普通の水準のようでございます。

○竹田現照君 その探鉱段階に、保険じゃなくて、金を融資するといひますか。これはもう相当の危険があるから、とてもじゃないけれどもできないと言ふのか。むしろ資源開発という、特に海外に求めなければならぬ日本の現状からいくと、そういう危険性を十分覚悟しながらも、そういうところにかなり金を注ぎ込んでやる必要があるのじゃないかと、私はしろうと考へて思ふのですけれども、そういうことについてはどう考へになりますか。

○政府委員(莊清君) 特に石油の場合が目下、最も差し迫つた国家的な要請になっておるかと存じますが、世界の石油の資源も、消費の伸びに應じて次第に資源量が相対的に、徐々でございしますが、減つてきておるといふふうな、そういう事情もございしますし、わが国としても、産油国でございしますと、あるいはいわゆるメジャー等から一方的にたゞ買入、輸入をするということではなく、やはりわが国もそれらの国々と、もちろん協調あるいは提携関係というものを基軸にしなから、やはりわが国の持てる力、その中に加わつて開発に積極的に貢献していくということが、これは世界全体の石油資源の増加をはかるという見地、ひいては、わが国の安定供給をはかるという点からも、きわめて重要なことであらうと思ひます。したがういふ点から、ぜひともやはり政府といたしまして、石油では非常に探鉱のリスクが大きいという点から、ぜひともやはり政府として、石油開発公団というところをございしますで、そういうところを充実いたしまして、危険の高い段階は、政府の金で民間のそういう探鉱活動に対して積極的な支援をするということがかなり必要であらうと思ひます。このことは、若干の程度の差がございしても、メタル関係の場合にも

全く同様である、かように考へております。

○竹田現照君 これは、いろいろとそれぞれの立場で見解が違ふように報ぜられておりますけれども、石油の場合も自主開発三〇%といひますか、そういう方向で、むしろ外国の探鉱といふのですか、探鉱といふのですか、そういうものを強めていくことによつて、日本の三〇%自主開発目標といふものはむしろ低めでもないのではないかと、いう説も一方にあり、また、あるいは三〇%をそのまま維持して、三〇%という、それぞれの審議会が何かの見解が違つて、新聞によつては、来年度予算の折衝のいろいろな駆け引きもあるのだといふようなことを書かれていたということも、私ちよつと記憶しておりますけれども、そういう点はどうなんですか。自主開発に対するこれからの見通しといひますか、考へ方といひますか。それ

○政府委員(莊清君) わが国も世界の石油資源の開発に積極的に参画するといふことの意義なり重要性は、申し上げたとおりでございしますが、その場合、いわゆる自主開発といふことが考へられまされども、これは通産省自体といたしまして、日本の企業が、どこかの国の鉱区をもつばら独自的に取得いたしまして、そこでもつばら日本のためにのみ石油を掘つて持つてくるというふうな形の、いわゆる昔型の開発といふことは、今後の開発としては、まず絶対にあり得ないといふことは十分認識しております。といひますのは、産油国が必ず五〇%は事業参加をすることが前提でございまして、それに応じない限りは、いかなる石油開発もまずあり得ないといふことでございます。そのほかに、欧米諸国等の企業と提携して、ともに事業をするといふこともございしますし、今回御審議いたされておりますような、融資という形でさらにやうていくといふふうなものも含めまして、やはり全体ひくるめて、昭和六十年時点で何とか日本の必要量の三割程度を、そういう形でひつつ確保していきたいといふことでございます。

御指摘のように、そうは言つても、昭和六十年

になつても、七億キロリッターから必要となる日本の原油の三割となりまして、約二億キロリッター、これは今日現在の一年間の総使用量にほぼひとしいのでございまして、そんなことはなかなかできません、よほど運に恵まれても、なかなかそう簡単にはいかぬのじやあるまいか、これは慎重に、やはり相当効率も考へながら進めるべきだといふ、財政当局での御議論もあつたといふことは承知いたしておりますけれども、その場合でも、いわゆる先ほど申し上げたような意味での自主開発といひますか、参画開発といひますか、これの重要性自体は、やはり御意見としては完全に一致しておるといふふうに認識しております。

○竹田現照君 海外資源開発についてあと二つお尋ねいたしますけれども、海外投資金融の中で、資源関係の融資比率といふのですか、これは、石油は特例として八〇%ですね、これは先ほど資源局長がお答えになつたようなものにも拡大をしていく。これは大蔵省が輸銀なんでしょうけれども、通産省としては拡大させたほうが、投資の面からいっても私はいいような気がするので、すけれどもこれに対する考へ方がありますか。もし拡大したほうがいいといふことであれば、来年度からでもそういうような方向をとられようと、大蔵省等と話を進められておるのかどうか、この点。

○政府委員(莊清君) 御意見、全く私も同様考へておりました、その線では鋭意努力をいたしておるところでございます。

○竹田現照君 これは大臣からお答えをいたしたいほうがいひのほうと思ひますけれども、大臣にあつて、三しか質問する時間がありませんから、これはどこがお答えするのか、あれですけれども、外貨貸し制度ですね。これを、いまの外為特別会計が保有する外貨をこのほうに財政資金として貸し付ける道を切り開いてはどうか、そういうふう

○政府委員(外山弘君) 外貨貸しの制度の創設につきましても、さきの対外経済政策八項目の中にも、この制度を検討するというふうに書いてございます。私どももいたしましては、外貨の有効利用という点がございまして、それから、やはり政策的に重要度の高いものにつきましては、そういった外貨貸しをやることによりまして、一つには外貨の有効利用にもなるし、長期的な投資に対しては特に為替リスクの変動対策にもなるということ、私どもとしては創設を希望したわけでござい

ます。しかし一方、この制度自体はやはりいろいろな問題点がございまして、財政当局のサイドから見ますと、一つには、円と切り離した金融という面で二重金融になるというふうな問題点がございまして、あるいは、外国為替資金特別会計というのは短期の運用をめざしているわけでございまして、こういった長期投資に外貨を運用するということになりまして、そういったほうの性格から見ての問題点もございまして、そういうふうな問題点が指摘されたまま、現在までのところ、まだ成案を政府内で得るに至っていないわけでございまして、

しかし、今回のような円の高騰調整というふうなことを機会に、ここでもう一度やはり、すでに二十五年来の安定した為替相場というふうな体制に、少なくとも、完全に戻るわけではなくて、十年、十五年のような長期投資に対しては、どうしても為替変動対策というものを入れた長期投資が必要であるということになりますと、外貨貸し制度というものはあらためてその必要性が高いのではないかと、こういうふうな考えるわけであります。したがって、この制度の一般化というよりも、先ほど来御質問のございますような資源開発という公益性の高い政策には、こういった問題があっても、その制度の実現をはかるべきではないかと、こういうような考え方を私どもはしているわけでございます。しかし、これはなかなか、先ほどのように問題点もございまして、現在、大臣もいろいろ大蔵当局ともお話し合いをしている最

中でございます。いましばらくその状況を見て、私どももいろいろ事務折衝したい、こう考えている次第でございます。

○竹田現照君 これ、もし設けるとすれば、その実現の見通しというものはいつごろになるのですか。まあ来年度に間に合わなければ、明後年度というふうなことで……

○政府委員(外山弘君) これは、いつと申ししましても、なかなかはっきりした時期を申し上げるのにはむずかしいと思いますが、少なくともできるだけすみやかな機会に結論を得たいというのが、いままでの大臣の御意見でございました。

○竹田現照君 大臣が来たら一、二点お尋ねすることにして、中小企業庁長官にちよっとお尋ねしますが、今度の政府声明ですね、特に円の切り上げに伴って「国民福祉の充実のために経済資源の配分を再検討し、とくに、住宅、生活環境、公害、老人問題などの諸施策に格段の努力を払う」というふうな書いておられますけれども、経済資源配分の再検討とは、円の切り上げに伴って、国際競争力がなくなった中小企業は切り捨ててもやむを得ないというふうな理解していいのでしょうか。それから住宅、生活環境等充実した福祉型の国家を目指すというのですが、中小企業対策は、こういうものにどういうふうな位置づけをなされようとしておられるのか。これはこの通貨調整に伴ってお尋ねをしたいと思ひます。前もって言っておかかったのですけれども、政府声明にはつきり出ておりますから、中小企業、関係していると思ひますから、

○政府委員(高橋淑郎君) 決して中小企業を置いてきばりにするとか、あるいは切り捨てにするというふうなことを考へての声明ではないと確信をいたします。

それから中小企業対策の位置づけでございますが、これは声明の中にも重点として景気浮揚対策が掲げられておりますし、中小企業対策というのは経済政策の中で位置づけられるものと考えておりまして、具体的には、確か政府声明が出されま

した直後に総理が記者会見をなさいました際にも、中小企業対策について万全を期すという趣旨の御発言もございました。そういうことで、私ども担当の範囲内におきましても、このたび成立施行を見ました国際経済調整対策臨時措置法の運用による施策の充実を含めまして、十全な対策を講ずるようにつとめてまいりたいというところでございまして、繰り返し申し上げますが、中小企業を置いてきばりにするということ考え方は毛頭ございせん。

○竹田現照君 通産省が発表されている、住宅産業ですか、そういうものをかなり大きく来年度施策として出しておりますけれども、ああいう施策の中に中小企業をどう位置づけをされようとするのか。そういう分野というのはどういうところにあるのか。これはどうなんですか。

○政府委員(高橋淑郎君) お示しのようなたとえは住宅産業というのは、これから大いに伸びていくいわゆる将来性のある分野であると思ひます。この住宅産業に対していろいろ施策を講じていくということは、社会福祉政策の充実に役立つと同時に、またこの住宅産業分野においても、中小企業を受け持っていく分野が非常にたくさんあるろうかと思ひまして、私は今後中小企業の進んでいく、あるいは開拓していくべき分野の大きなもののうちの一つであらう、このように解しております。

○政府委員(林田修紀夫君) ちよっと私からも、いまの御質問の点でございしますが、住宅産業をなぜ通産省が取り上げたかと申しますと、ドル・ショック以来景気が沈滞いたしましたので、何として早く景気を刺激しなければいかぬ。その場合に、いろいろ効果が大きいものを考えなければいかぬ。乗数効果を考へてみますと、住宅産業というものがきわめて大きい効果を持つてゐる。そのほか、新幹線とかあるいは橋梁とか、そういうものはありますから、何にしましても住宅産業が一番大きい。だから住宅産業を早く確立して、そうしてと庶民住宅を安く建て得るようにして、そうして

景気を刺激していきたい、こういうことで取り上げた次第でございまして。

○原田立君 今回の輸出保険法の一部を改正する法律案、法案の補足説明等も読んで、少々わからない点もありますのでお伺いしたいと思います。まず一番最初に、今回の輸出保険法はいわゆる日本の国内法でありますけれども、これが国際的に、国際法との関係、また、とりわけ投資保証協定の締結、これらとの関係性についてはどういうふうになるのですか。

○政府委員(外山弘君) ただいまお話しした投資保証協定と申しますのは、おそらく、二国間ごとに発展途上国と先進国が設けている例がよくございまして、その投資保証協定のことが思ひますが、これは投資保証協定があつてもなくても、実は保険制度は、一律に世界各国を相手に適用しているわけでありまして、もちろん、投資保証協定があつたほうがベターでございまして、これがなければ保険を適用しないというふうにいたしますと、投資保証協定自体が二国間で締結するのはなかなかむずかしいのでございまして、したがって、そういったことを前提にするよりも、実際、それぞれの個々の案件の状況というものを具体的につかみまして、それから同時に、その外国の投資先の国の事情というものを具体的につかみまして、保険の付保を引き受けているわけであります。

ただもう一つ、先生御指摘の投資保証協定の、多国間の国際投資保険機構の問題かと思ひますが、その点でございまして、これは実は多数国間でそういう国際投資保険機構を設けようという動きがございまして、これはOECDの委託を受けてまして、世銀が主として検討しているわけでございまして、先般チリ等で問題が起りましたのを契機に、アメリカの海外民間投資保険公社、OPICと申しますが、それが非常に熱心でございまして、これはやはり参加国がそれぞれ一定の金を出し合ひまして、そして保険に対する態度を統一的にやつていこう、たとえば一つの国に対する投資保険が失敗した場合でも、それに対する回収と申

しますか、あるいは付保と申しますか、そういう点につきましては、国際的に足並みをそろえていこうというふうな配慮に基づくものでございまして、その反面、危険があるかないかという点の判断を国際的にすることにもなるという点はございしますが、同時に、自分の国の投資でないことの失敗に対しても一定の金をつけるというふうなこともなるとも思いますし、その点、損得の問題が別途あるかもしれない。現在、アメリカの保険会社あるいは世銀等を中心にするいろいろな案が練られておりまして、わが国のほうにもいろいろ話し合ひがございします。

私どももいたしましては、多数国つまり多数の先進国と多数の発展途上国が参加するというふうな機構が技術的にできるならば、それに對しては私どもも前向きに考えたいというふうに思っておりますが、現在のところ、そういう保険機構の問題点につきましては、なかなか先進国の中にも異論が多いのでございします。まだ成案を得るというふうなところまでは進んでおりませんけれども、私どもとしては検討を続けていきたい、かように考えております。

○原田立君 検討するということは、そういうふうな世界の情勢にマッチしていくのが通産省の方針である、こう理解していいのですか。

○政府委員(外山弘君) 「発展途上国および先進国の幅広い支持を得た国際的な投資保証計画を設定することが望ましい」ということの態度を、基本的には持っているわけでございします。ただ、そういうふうなものが具体的に成り立つ過程において、私どもも技術的な検討を含めて考えたいということでもございまして、目下、話し合ひを向こうが申し込んできた段階で話し合ひをしているということでもございまして、基本的態度は、りっぱなものであればこれにはやはり前向きに考えなければならぬ、こう考えている次第でございします。

○原田立君 前向きに考えなければならぬというの、では、まだそこら辺、話は詰まっていないうわけですね、省内としては、それでは、いいの

ができたら入るかもしれないし、入らないかもしれないというふうな状態なんですか。

○政府委員(外山弘君) 先ほど申しましたような趣旨の国際投資保険機構ができるかどうかということについて、まだ私どもも技術的な点を含めまして問題点があると思ひます。したがひまして、そういう機構の実現するという点について、明確な見通しを、まだ持っていない段階で先ほどのようなことを申し上げたわけでございします。したがひまして、どういふものができるか、またどういふものならばわれわれとしては参加できるか、というふうなことを含めまして現在検討している、こういうことでございします。

○原田立君 ただその検討というのが、まさしく字のとおり検討だろうと思うのだけれども、だけれども、そういうのが、いいのができたなら参加する、という、そういう基本方針、それもまだ確立されていない、まだずっと手前の検討の段階であるということなんですか。

○政府委員(外山弘君) この参加の態度をきめるにあたっては、関係各省とも打ち合わせをしなければならぬと思ひます。それから各国の動向ということについても十分突き詰めてみないといけませんと思ひます。その辺につきましても、特にまだ先進国の有力な国が反対の態度を示しているというふうな実情にございまして、その辺の問題点もございします。で、どういふ趣旨のものが、要するに参加できるような機構ができるかどうか、まだ疑問が多いというの、私どもの一つ頭の中にあるわけでございします。ですから、もう少し技術的に検討が進みませんと、必ずこれは前向きに考えたほうがいいというふうなものとして認められるかどうか、その点についてのまだ疑問があるものですから、先ほどのようなことを申し上げたわけでございします。が、やはりわれわれも納得のいくような、そして国際投資保険機構としてりっぱなものであれば、これは前向きに参加するということになると思ひます。したがひまして、その辺の見通しをどうつけるかということの判断にかかっ

ていると、こういうことだと思ひます。

○原田立君 先ほどお話をありましたけれども、世銀の中にあるIIIAですね、それと今回の輸出保険法、この関係は一体どういうふうにお考えなんですか。

○政府委員(外山弘君) まだIIIAの機構に参加しているわけではございませんので、私どもの輸出保険は自主的な運営をしているというのが現状でございします。

○原田立君 アメリカあたりで言っているいわゆる再保険及びそのIIIAの内容について、一べんでも検討したようなことがあるのかどうか。または今後の対応策についてどんなふう考えているのか。

○政府委員(外山弘君) 先ほど申し上げましたのは、いま原田先生御指摘のようなことを含めて申し上げたつもりでございまして、アメリカあたり意向が強く反映しております改正案というふうなもの、現在私どものほうに非公式ながら伝わっております。そういうものも含めまして検討しているわけでございまして、たとえば参加国の一つのケースごとに、その当事国の負担する割合と非当事国の負担する割合を変更してくれとか、それから直接の保険にするか再保険にするかとか、いろいろな点につきまして、IIIAのほうでもいろいろ修正点を頭に置きながら案を考えているようございします。それが、いろいろわれわれのほうにも話を進めてきているものですから、したがひまして、先ほど申しましたことは、そういう改正案を含めて私どもは検討しておる、こういうことでございします。

○原田立君 ここの夏のワシントン会議で福田外相は、多数国間による海外投資保証の協定について賛成と、こういうふう言っているの報道されていのですが、その点間違いないですか。

○政府委員(外山弘君) 先般の九月に開かれましては「発展途上国および先進国の幅広い支持を得た国際的な投資保証計画を設定することが望ましい」、

こういうふう言っております。福田外務大臣が、いま御指摘のような時期にそうおっしゃったかどうか、私つまびらかにしておりませんが、一番新しい意見表明はそういうことでございします。

○原田立君 ところで、ここの十一月のときに、外務省は、こういうことはやらない、IIIAは拒否する、こういうようなことを言っておるといふのですが、その点はどうか。

○政府委員(外山弘君) それは私聞いておりません。

○竹田現照君 大臣、時間ありませんから一つだけ端的にお尋ねいたしますが、対中国貿易に対する輸銀使用の問題ですね。大臣も十一月の十六日の閣議のあとの記者会見で語っておられますけれども、去年の輸出保険法の改正の際にも、いろいろと衆議院でも論議をされて、当時の小宮山政務次官が、輸銀使用については百尺竿頭一步を進めるといふのじゃなく、積極的にやるように大臣に具申するつもりだと、こういうふうにお答えられているんですけれども、去年とことしの中国問題はもう全然事情が国際的に違っておりますけれども、十一月十六日の大臣の記者会見における発言と、前日の森外務次官の発言との間には、これは食い違いがあります。この点についてどうお考えになっておられるのか、端的にお答えをいただきたいと思ひます。それから中国の問題のあとは、朝鮮の問題が来年の国連では論議をされると思うが、いわゆる北朝鮮に対する輸銀の使用の問題も、通産省とそれ以外の考え方がちよっとニュアンスが違つうように伝えられておりますけれども、この点について通産大臣として現在の考え方を端的にお答えをいただきたい。

○國務大臣(田中角栄君) 私は常に申し上げておりますが、これは私だけではなく、総理大臣も外務大臣も同様に、すべてケース・バイ・ケースでやりますと、こう言っておるわけでございします。しかし、この前、外務大臣が述べましたのは、いままでのバイ・ケースというのは、中国に関してはどういう向きのバイ・ケースでございまし

た、今度は前向きなバイ・ケースでございますと、
こう答えておるわけでございまして、そのように
理解をしていただければいいと思います。

これはいつも、通産省は商売でございますから
色はつけないのであって、チンコム、コムの問
題のときも、これははずそうという論者でござい
ますし、また関税の問題やいろんな問題でも、貿
易拡大をするためには前向き、積極的でございま
す。しかし、みないろいろな外交関係その他を考
えて、政府としての統一見解が生まれるわけで
ございますので、外務大臣の発言は、私の発言を幾
ばくかセーブするような形で出るのは、これはも
う当然だと思えます。これいま私が申し上げたよ
うに、通産省は絶えず前向きであるということが
原則の省でございまして、色がついていくから、
共産圏からなら原料買わぬでいいというようなこ
とを考えておりませんから、そういう面で政府の
中に不統一はないわけでございまして、ですから、
プロジェクトの申請がないというだけであって、
あれば福田外務大臣が答えたように、前向きにと
いうことで理解していただいてけっこうだと思ひ
ます。

北鮮の問題につきましては、これも同じような
ことだったので、この間の韓国の非常事態宣
言などの問題が起りましたから——ちようどあ
の日だったようでございまして、そういうことで、
韓国の非常事態宣言なども起きました、新事態が
起きましたので、このほうのバイ・ケースは、い
ままでどおりのバイ・ケースでございまして、い
ような発言になりまして、その後、私には答弁を
求められることがなかったものでそのまゝになつて
おりますが、われわれがこういうプロジェクトを
きめるときには、通産と外務が相談をして、しか
るのちに大蔵省を入れて三省で協議をする。そ
れでなおきまりがつかないときには、経済企画庁
も入れて四省でもって話をするというようなこ
とでございまして、中国に関しては前向きでとい
うことで御理解いただきたいと思ひます。

○竹田現照君 前向き前向きといつても言うので

すけれども、その前向きが一体、いつ前向きに実
現をするのか、そこがやはり問題だと思ひます。

○国務大臣(田中角榮君) 出てくれば、これはす
ぐわかることでございまして、何かございまし
たら、どうぞひとつ。これは出てこないのです、
まだ。ですから、これまではずきり言っておつて、
具体的な問題が出てこないというところに問題が
あるわけでございまして、これは、ここまで申し
上げておきまして、出てきて結末がつかないなど
ということはないわけでございまして、ひとつ
事態の推移を見つめていただきたい、こう存じ
ます。

○竹田現照君 それで、これは出てくればやると、
そういうふうには理解していいですね、出てこない
からやらないと、こういうことなんですから。重
ねて。

○国務大臣(田中角榮君) バイ・ケースでござい
ますが前向きなバイ・ケース、というふうに御理
解いただきたいと思います。

○原田立君 その問題も実はお聞きしようと思つ
ておつたのですけれども、大臣、トヨタ自動車
の中国向け輸出については、輸銀使用は正式に許可
したわけですね。

○国務大臣(田中角榮君) トヨタの問題、まだ聞
いておりませんが、具体的な問題がございましたら、
御指摘いただきたいと思ひます。

○原田立君 ただいまの話の北朝鮮の、クラレの
ビニロン問題ですね、これについては、いま竹田
委員がお聞きしたように、外務省では待たされたか
けた。通産省では、政府としては「中国、北朝鮮
両国向けの申請が同時にした場合、中国向けを優
先的に認める」との方針を非公式に明らかにし
ていた。云々と、まあこれは新聞報道ですが、ク
ラレの北朝鮮向けプラント、これについてはた
だいまの説明のあったようなことで、これはまだや
らないということですか。

○国務大臣(田中角榮君) いま御指摘の、正式な
申請をまだ受けておらないようでございます。

○原田立君 ちよつとこれ、新聞の情報ですけれ

どもね、「政府筋が十六日明らかにしたところ
は「中国向け輸出よりも北朝鮮向け輸出の商談が
早くまとまったため、政府はクラレから申請が出
れば北朝鮮向けビニロンプラント輸出に伴う輸銀
融資を認める」としている」と。これは、ではま
だなんですか。

○国務大臣(田中角榮君) 北朝鮮向け延べ払い輸
出案件につきましては、関係各省と十分連絡をと
りつつ検討を進めておるところでございます。と
いうのが統一見解でございます。まあ実際は、何
かいろいろ話は聞いておるのですが、やはり業者
も慎重にやっておるのだと思ひます。そういう意
味で、いろいろな風説もございまして、こんなこ
とをいま打診しておるんですというようなもの
もあります。競争相手もあるんですというような
ものも幾つかあります。ここに書いてありますが、
くだものの処理施設とか、ビニロン紡績設備、ポ
リビニール、アルコール云々というようなものが
ありますけれども、まだ正式なものとしては通産
省に持ち込まれておらないというのが現状でござ
います。

○原田立君 正式に持ち込まれた場合には、輸銀
使用の認可の方向に進んでいくと、こういう理解
でよろしいのですか。

○国務大臣(田中角榮君) それはいま竹田さんに
申し述べましたように、そのほうは少し、いまま
でどおりのバイ・ケースという表現を外務省は
使っておるわけでございまして、これは現実問題
として韓国の非常事態宣言がございましてから、
非常に慎重にということにウエートを置いてござ
いますから、いまの状態では、輸銀使用をいま
ぐいたしますというところをお答えできません。

○原田立君 北ベトナムについての輸銀使用、こ
ういうふうな問題が出た場合、どうですか。

○国務大臣(田中角榮君) 北ベトナム等には、い
ままで一件も輸銀使用をしたことはないようござ
います。それから、きつとやつてくれるなら
というふうなものが何かありそうでございますが、
これもそういううわさがあるというだけであつ

て、正式な申し入れというふうなものには至つて
おらないということで、これは北朝鮮よりもつ
と不確かなものようでございます。

○原田立君 申し入れがないからまだ考えてない
という大臣の答弁のようだけれども、申し入れが
あった場合には十分考えるということですか。

○国務大臣(田中角榮君) これは各省で十分検討
いたしまして、十分連絡の上結論を出したい、こ
う申し上げておきます。

○原田立君 検討する、ですか。

○国務大臣(田中角榮君) こういう申請が出来ます
れば、やらないとか、やるとか、何とか結論を出
さなければならぬわけですね。だから、その結論を
出すまでは、政府間で各省十分連絡をとって結
論を出したい、こう思ひます。

これは通産省だけではなかなか結論が出せない
のです。いままでも、プロジェクトでも通産省
は大体、申し入れがございまして検討しまして、
その契約状況等が妥当であると思へば、直ちにこ
れは認可をする方向でもって協議をするわけで
ございまして、大蔵省は、一つの国に片寄つてはパ
ランスがとれないとか、また予算上の制約があり
ますとか、それから金利や延べ払いの条件がどう
であるとか、頭金がどうであるとかいって、そ
ういう面から大蔵省側の要求をいたすわけでござ
います。また外務省は、特に外交上のいろいろな立
場から外務省としての発言をいたします。三省協
議でございましたときに、初めてそのプロジェクトに
対しての延べ払い輸出等の条件が決定をするわけ
でございまして、いままでもないものが新たに申
請をされるということになれば、要請をせられた事
案に対しては政府は結論を出さなければならま
せん。そのときには、通産省が各省と十分連絡を
とりまして、政府としての最終的な結論を出すべ
く努力をいたします、こうお答えをいたしてお
るわけでございまして。

○原田立君 じゃあ、やるとかやらないとかいう
ことは全然別なわけで、出たら検討をする、それ
だけでいい。

○国務大臣(田中角榮君) 北ベトナムに關しては、以上のとおりでございます。

○原田立君 大臣、あなた来る前にちよつと話をしておいたのですが、ことしの九月、ワシントン會議において福田外相は、多数國間による海外投資保証の協定について賛成したわけですか。ところが、数カ月たった後にはこれを拒否する、こういう状況を私知っているわけなんです。先ほど局長はそういうことは知らないとお話だったのです。大臣は御存じだろうかと思うが、その間のいきさつはいかがですか。

○国務大臣(田中角榮君) これは、アメリカ側では日米經濟關係會議のときにそういう話が出ました。これは正式な話ではありませんが、カウンセラー・パートでございましたが、あるいはそうではなくて非公式なときでございましたが、それは、アメリカも各地でやられておりますということですね、そういう話から國際投資保証という話が出ましたが、そのときに、私は考え方としては共同でもってやるという方向は一つの考え方でございますが、まあIMFが中心になるとか世銀が中心になるとかというところで、これは世銀がからんでおれば当然そうなりますし、そういう多國間でやることはいいいのですが、どうも日本にも、特に通産省でそういうような保険等をやっておりますので、具体的なこまかい技術的なものを詰めないで、にわかに、はいそうでございますかという、オウム返しにはなかなか言えない歴史があるようにですという実情を述べておるのです。

ですから、方向としては、何らかの政治危険とかいろいろなものが出てまいりますので、何らかのものが必要である、そういうものを考えましようやというので、多國間でどうしよう、それから世銀を中心にしてどうしよう、それも保険でいきますとか、そういう具体的な問題でやりましようと言ったのではない、こう理解しております。なぜそれをさだかに覚えていられるかといいますが、私は帰ってきて、通産省の省議のときだと思ひますが、安全に対してはいいのだけれども、通産

省そのものはなかなかわかに賛成したいという案件かなあ、ということをお話合せておいたわけでございますので、福田外務大臣も私も、アメリカ側との話し合いはその程度の話だったと私は理解しております。

○委員長(大森久司君) 委員の異動について報告いたします。

本日、大谷藤之助君が委員を辞任され、その補欠として中村植二君が選任されました。

○原田立君 そうすると、この多数國間による海外投資保証の協定という、そういうことについては、田中大臣はあんまり乗り気ではないと、そういう問題なんですか。

○国務大臣(田中角榮君) そういうふうではないのです。何かしなければならぬということとは、これはアメリカも日本も同じ考えでございますが、アメリカがいま考えておるような方法とやり方では、日本はそれにそっくり乗れるようなものではないのです。これは具体的に、アメリカの利益だけ守るようなものにはなかなか乗れないのであつて、利害が違ふ問題が技術的に考えらるゝものである。そういう問題で、OPECの問題と同じことなんです。

實際において、後進國に鉱山やその他の投資を長期的にやっても、國營にして接収されてしまつたり、いろいろ問題が起り得ることは事実でございます。それだけではなく、なかなかむずかしい問題もあるのです。ですから、われわれはいま、一つのルートを通じて石油の大半を搬入しておるといふような問題もございまして、いろいろな問題がございまして、國際的な投資に対して多國間で何かしなければならぬということだけは、これは方向としては同じでいいわけですが、具体化する段階になると、二國間でやるだけでは簡単に片づかない問題でございますので、こ

の日米經濟關係會議のときに出したのは、正式なテーマとして提案され合意に達したというのではなかつたと思ひます。方向としてはもう異議なしということでございますが、これは通産省から人も行つておりましたので、通産省としては具体化に対しては腹案がありますから念のためと、こういうくらしい話だつたと思ひます。

○原田立君 そうすると、多数國間による海外投資保証ということは、方向としては賛成である。ところがいまアメリカが言っているようなことについては、あまりにわかに乗り気でない、こういうことですね。

○国務大臣(田中角榮君) そうです。

○原田立君 まあアメリカと日本と二國間で、こういう問題は実はほんとうは話し合うべき筋合いのものではなくて、發展途上國と先進國の多数國間でせなければならぬ問題、それをアメリカに行つたときに、ちよろちよるとそういう話が出て、じゃあやめちやうかなと言ひのは、ちよつと輕率のそしりを免れない、こういう意見もあります。ですから先ほど、こういう多数國間による海外投資保証、その方向はすでに賛成なんだ、ただアメリカの考えているようなことについてはにわかに賛成したいと、これが現状だ、こう理解してよろしいですね。

○国務大臣(田中角榮君) そうです。

○原田立君 いろいろ新聞報道されてまいりますので、くるくる態度が変わるなんて、そういうようなことであつてはまずいと思つてこの問題を取り上げたわけです。それから、先ほどからいろいろと輸出保險に關する事件のこと、ちよくちよくお話がありましたけれども、最近、一体どういふふうなことが實際問題として起きているんですか。

○政府委員(外山弘君) 少なくとも、ただいまの御指摘の問題に關連して、ラテンアメリカにおきますアメリカ系企業がいられる接収された事例が幾つかございます。この辺は私どもの頭にある

わけでございますが、そういったものの接収のされ方の中で、私どもの保險自体の自主性と申しますが、そういった点がどういふふうに関係してくるかというのを考えるわけでございます。

いまその事例を幾つか申し上げます、一つは、チリ政府がフォードを接収した件でございます。これはチリ・フォードが、一九七一年度の販売價格の引き上げを含む生産計画を実行した場合に、チリ政府に許可されない。それが、チリ政府に許可されないことが理由になりました。七一年の一月から操業を休止しました。五月に至りまして業務を停止し、従業員四百人の解雇を発表したわけでございます。チリ政府は、これを違法としたしまして、國益をそこなう行為であるといふふうに主張しまして、五月二十七日にフォード工場の収用に踏み切つたという事例がございます。

それからチリ政府が、同じくアナコンダを接収した例がございます。これは、六九年の六月にチリのフレイ大統領が、資源ナショナルリズムというような観点からアナコンダ社の漸進的な収用、つまり株式の取得を漸次高めるといふふうなことを行なつたわけでございます。さらに一九七〇年の十月に就任した新大統領が、五大鉱山につきまして接収を表明しまして、七一年の七月の憲法改正によりまして國有化されたというケースがございました。

それからその次にペルー政府が、IPCつまりアメリカのインターナショナル石油会社、これを六八年の十月にペルー政府が接収したという事件がございます。これは、六八年四月に政府要人の關係する大規模な密輸事件が発覚しまして、さらに八月に、ペルー石油公団とIPCの石油利権に關する契約につきまして、政府の態度が不明確であつたために、十月の三日に現大統領による無血クーデタが起り、IPCの接収ということになつております。

さらにペルーにおけるオナシス事件というのがございまして、ペルー政府はフンボルト海流というその地域のもたらす豊富な漁業資源を確保する

ために、領海二百海里を保持しております。一九五四年ギリシャ系船主のアリストートル・ソクラテス・オナシスの所有する捕鯨船団が、領海侵犯の疑いでベルーの数十海里ないし三百海里のところで拿捕されて、十億円に上る罰金刑を課せられている、こういう事件がございます。

さらに、キューバにおけるサバナ事件というのがございまして、これは一九五九年一月に、キューバ革命に成功したカストロ政権が、アメリカのキューバ糖買付けの削減に対抗いたしましたので、六〇年八月にアメリカ系企業二十八社を国有化したことに伴う訴訟事件でございます。

最近におきましてもそのような事件が幾つかございまして、たとえばチリの自動車工場の場合、わが国の場合はそういったケースを見ていないというふうな差がございます。アメリカの場合は海外投資が、御承知のように日本と比較にならない多額の投資をしておりますし、地域もまた日本とは比較にならない。たとえば中南米等における投資等は、アメリカと非常に違うわけでございます。

各国の投資事情、あるいは投資に対する態度、国情、そういったものの差というものを、やはりそういった加入の場合には技術的に検討してみないといけない。それが経済的にどういふような問題点を持ち、どういふふうな点ならば合理化されるかという点も検討の一つであるかと思ひます。また、ドイツ等がこの投資保険機構に対して非常に消極的であるという点は、むしろ、ドイツが自主的な保険運営に自信を持ってやっていると、いふ点等から、こういったケースはドイツのほうにはあまりない。したがって、こういうことについての若干批判的な態度がドイツの政府にはあるのではないか、こういうふうな感じもいたしますが、そういったことをわれわれとしてはどういふふうな分析し、どういふふうな勉強するかというふうなことも問題点の一つだろうと思ひます。いずれにいたしましても、最近の御指摘のありました事件としては、そのようなことを念頭においているということを申し上げておきま

す。

○原田立君 いま、いろいろと事件をお話いただいたわけですが、今回の輸出保険法の改正と、それとあわせて、これらの事件と同様の事故が起こる可能性が非常に多いわけですが、いまま対処をしていくというふうなお話があったけれども、どういふふうなことをお考えですか。

○政府委員(外山弘君) 私、先ほどはIIIAに加盟することに關連しているのものを申し上げたわけですが、今回の海外投資保険の改正部分につきましては、先ほど申し上げておりますように、融資買込保険でございます。融資買込保険は、海外投資の中で、従来のように自主開発、つまり相手方の企業に対する、経営参加をしている企業に対する融資は従来の保険で見られるわけでございますが、融資買込をしない、単に融資だけで物を買うというこのケースに対応して保険をつけるわけでございます。もちろん融資だけでございますから、それだけ危険も大きいわけでございますが、しかし、この付保にあたりましては、同時に海外投資に対する基本的な問題、相手国の事情なり、その投資が真に相手国のために喜ばれるものであるかどうか、あるいはペイするものであるかどうか、いろいろの点を考えて判断するわけでございますが、この融資買込の場合は、やはり同様の事情を海外の諸国におきまして考えると同時に、資源開発政策の中の位置づけ、そういった点も考え、あるいは資源ナショナルリズムとの関係から見て、その要請から考え、その国の国情から考えれば、融資買込のほうがよろしいというふうな判断、そういった諸点を考えながら、融資買込保険、これを進めてまいりたい、こう考えておる次第であります。

○原田立君 中国の国連加盟なり台湾の問題が重要になってくるわけですが、日本から台湾に進出している企業の中で、輸出保険の適用をしているものと適用していないものとの規模別、金額別区分がどうなっているか、これが一つ。それから、

保険をかけていない台湾進出の企業について、今後どのように補償を考えていくのか、これが二つ。それから、台湾からのいわゆる企業の撤退についてはどのように考えているのか。以上三つまとめでお答え願ひたい。

○政府委員(外山弘君) まず第一に、海外投資保険の中で、台湾向けの投資に対する保険の責任残高は、現在四十八億円でございまして、これはおおよそ一割以下ではないかと思ひますが、ちよつといま台湾の投資保険の金額を見ておきますが、その程度にとどまると思ひます。もつとも投資保険自体は、御承知のように二年前までは従来の海外投資保険はあまり利用されておりましたので、先般、二年前にこの国会で改正をおかりいたしましたので、それによつて現在の投資保険制度ができたわけでございます。それ以来、付保率がだいぶ高まつておるわけでございます。したがって、全体としてだんだんと高まつてはおりますけれども、その以前の状態はあまり付保率が進みませんで、現在のところまだ全体としてはそう高くございまして、台湾向けも非常に少ない付保率になつておるかと思ひます。

それから、保険のついていない企業に対する、何といひますか、保険のついていない企業の問題でございますけれども、これは保険としてはどうにもならないわけでございます。その企業がやはりいろいろなリスクを、他の金融機関あるいは銀行の資金といったものを投資して、そして台湾はあぶなくないという判断のもとに投資を続けたのだらうと思ひます。もちろん、保険の上での応援はできませんけれども、それなりに、企業ごとに具体的な事情を考えまして、将来の方針をきめていと思ひます。これは、保険をつけていない企業に対しては、保険ではいままら保険上の手当てをするということはできない、こういうふうなことをしております。

それから撤退の問題でございますが、どうも今回のような措置が行なわれましても、台湾に投資した日本の企業がどういふ動向を示しているかと

いうことになりまして、特にいまのところ著しい変化といったようなものは見受けられません。現在までに台湾に投資した企業は非常に多いでございますけれども、それなりの運営を一応続けているようでございます。私どもにもいろいろ今後のことについて相談されれば、私どももできるだけ考えたいと思ひますが、いまのところ目立った動きは聞いておりません。そういうところが実情でございます。

なお、台湾向けに対する民間投資の残高は、大体ドルにして八千万ドル程度のものが一応ございまして、先ほど申しましたような付保率でございますので、かなり低い付保率になつておるかと思ひます。

○原田立君 まず、いまの台湾に進出しているところのいわゆる企業、それに対する撤退問題、いまちよつとお聞きしたわけですが、非常に企業は多いけれども、いまのところこれといった動向はないという局長の答弁だけれども、これからまたいろいろ動きになつてくるのじやなからうかと、こう心配しているわけですが、その点どうですか。

○國務大臣(田中角榮君) 中国と国交回復するまでの間、中国と国交が回復した後、将来的な展望と、こういうふうに分かれると思うのですが、日本と台湾との地理的な関係を見れば、これは絶無になるというふうには考えられないと思ひます。どんな状態になつても、やはりいま中国に対して友好商社がありますように、台湾友好商社というふうなものは当然残ると思われ、台湾向けであります。これは、台湾と中国との間にいろいろの問題があることは、これはもう事実でございますので、国内問題としてまたある時期には処理されること、望ましいし、処理されると思ひます。しかし、台湾に投資をしておる企業そのものがたいへん混乱状態になるとかいうようなことは、大体考えられなかつたと思ひます。台湾に投資して、これは対中国との問題でいろいろの問題がありますが、これは御承知のとおりでございますが、これは企業

自体がみずからの判断においてどんなと処理が
できる問題でございまして、意思ある者、現実に
台湾に進出しておる者で、台湾との交流を続け
てまいらうという意思のもとにある者はそのまま
認められていくだろうと、こうすなおに見ていく
のが正しいんじゃないかと思ひます。

○原田立君 経済援助の問題で聞きしたいので
すけれども、中国、北朝鮮、北ベトナム、こうい
うふうなところの国に対して今後積極的に促進す
べきだと思ふのですけれども、また、その他の
国々等についても十分考えられていかなければ
ならないと思ふのですけれども、どうですか。

○国務大臣(田中角栄君) 中国は隣の国でござ
いますから、これはもう交流を進めてまいりたい
というのとはわが国の政府の考え方でもございま
すし、国民大多数の考え方であらうと、こういうこ
とでございまして、中国とは、お手伝いをするこ
とがそういうことではなく、これはもう貿易はど
んと進め、友好は拡大してまいりたい、こうい
うことでございまして。

いま御発言ございましたものを他の国に当ては
めて申し上げますと、俗に言われる後進国援助と
いう問題をささると思ひますが、これはDACの
基準というよりも政府ベースの投資額は少な
いわけではございまして、これはもう、基準まで
引き上げなければならぬことは言うをまちませ
んし、特に日米間でも、いろいろな状態において後
進国援助の問題、これからまた平価調整に続い
て貿易の自由化問題が第二にありまして、第三は
後進国援助問題が控えておるわけではございま
すから、これは当然拡大していかなければならぬ
と思ひます。それから、民間ベースを入れて国民
生産の1%という問題、これはもう〇・九三%に
なっておりますが、これは1%にしなければなら
ぬし、これから日本が貿易の多様化をはかつてま
いらなければいけない、アメリカに三〇%もウエ
イトを置くのはよろしくないと言われることから
考えれば、これは原材料を受けておる後進国、と
いうよりも将来の友好国として、これがレベル

アップのために応分の協力をするというのとは当然
のこととございまして、日本の特性から考へて
も、貿易立国の特性から考へましても、これは協
定のいかににかかわらず、後進国援助というもの
はふやしていかなければいかぬ、こう思ひます。

○原田立君 そのふやしていくということは、先
ほどあなたにないときに局長も言っていました。
それで問題は、どれだけ、どのように、どのよう
な時期にどのくらいの規模に持つていくかとい
う、その内容の問題だと思ふのですね。いまの大
臣のお話は、そういうふうを持つていく気持ちだ
という、気持ちだけの話で、まだ具体的な、じゃ
あ、いつ、どのくらいということが出ていない。
その点をもう少しはっきりしてくださいます。

○国務大臣(田中角栄君) これは日本としては、
予算をつくるようなときにも、輸銀の資金ワクを
きめるときも、また海外経済協力基金のワクをき
めるときなども、当然一つの計画を持たなければ
なりませんし、そのときには、前年度からもう申
し込みがあるわけではございまして、そのうち、来
年度はどの程度のことを実行しようという、おほ
よそのめどはつくわけではございまして、これは
やはり政府の中でも、各省とも出たとこ勝負では
なく、年々の実績に徴して、計画性を持った一つ
の予算的な対策を講ずる必要があることは申すま
でもありません。ただこれは、援助援助と言つ
て、これだけは出すのだと、こういうことになる
と、なかなか相手国との間にもうまく問題が解決
しないというので、日本として政府内部で考へて
おることは、計画的にバランスのとれた後進国援
助ができるようにしなければならぬ、こう思ひ
ます。

それから、いまは、このドルに対する各国の平
価調整の前、変動為替相場制が起ったところか
ら、もう急激に世界各地から日本に対する協力要
請があるのです。いままであまり日本と交流のな
かったような国からも相当ございます。これは今
度円平価が一番よい切り上げられたということ
で、そんな金持ちの日本ならぜひひとつどうぞと

いうので、実際、そうなんです。私はこのごろ、
ほんとうに各国いろいろな国の大臣から、表敬表
敬というところで申し込みがしばしばあるのでござ
います。いままでほんとうにお会いもしたことのな
いような国の大使の方々からも申し入れを受けて
おつて、まだ全然お会いできない人もたくさんご
ざいます。

そういうことで、私が七月に通産省に参りまし
てから、イランの石油の問題を解決したり、いま
パルプの問題をやつておりましたり、それからア
ルゼンチンの鉄道の問題を片づけたり、これは一
億ドルから三億ドルくらいのものでございますの
で、その他の国からのものもございますので、
やはりこういうものを、いままでは一年も一年半
も未解決のままにほうつておいたようなことがご
ざいます。これは今度、通産、大蔵、外務、経
企というふうな関係省が集まつた、一定期間が過
ぎても事務的にきまらなかつたならば、それはひ
とつ高い立場で内閣の責任で決定しよう、こうい
うことをきめましたので、その後は、短い間でご
ざいます。相当スピーディーに解決ができてお
るわけではございまして、そういうこと自体が、やはり
後進国援助というか、投資プロジェクトの合理的
な投資であり、スピードアップをすることに
なる、こう思つております。輸銀その他は、来年度
予算編成にあつても十分この目的を達成できる
ような体制整備をいたしたい、こう考へておりま
す。

○藤井恒男君 大臣にお聞きしたいのですが、十
二月の十九日に平価調整に伴う佐藤総理の記者会
見がありました。そのおき佐藤総理の、繊維以外
についても、これからアメリカとの関係におい
て、対米譲歩をしなければならぬと考へておる
というように受け取れる発言がありました。いま
までの日米の経済関係委員会あるいはその後の通
産大臣の発言内容などからしますと、やや趣の違
う発言を佐藤総理なさつておるわけでありま
す。この辺について、責任者として通産大臣はどのよ
うに考へておられるか、お聞きしたいと思ひま
す。

す。
○国務大臣(田中角栄君) 佐藤総理がおつた
べられた記者会見の中で、いま御指摘にあつた部
分は、繊維に關して日米両国間の協定が行なわれ
る、それと同じように協定が行なわれるというこ
とを意味して発言をされたものでない、理解い
たしております。

これは日米間は、繊維をやつてから非常によく
なつた、ということはもう繊維が第一であり、第
二は、申し上げるとすれば今度の平価調整であ
り、第三は残つておると言われておる八項目の実
施、それに伴う日米間の折衝、これは日本だけが
譲るのではなく、日本が自由化を進めるだけでは
なくて、アメリカに対しては要求するものもはた
くさんでございまして、これをやるというのが第
三。第四は、先ほど原田さんから言われておりま
した、後進国援助という問題が大きな問題にな
つております。これは日本だけではなく、ECとア
メリカとわれわれが、これは十カ国の蔵相會議の
また一番大きな問題にもなり、IMFや世銀やガ
ットやDACの一つの最も大きなテーマである、
こう思ひますので、そういうようなスケジュー
ルの中でこれからもまだ、これですべて終つたん
だということではなく、やはり日米間で調整すべ
きものもあります、こう述べたのだらうと思ひ
ます。

私はいま、総理大臣と一緒に同じ質問を衆議院
で受けてきたわけではございまして、私は、おほ
ね平価調整によつて日米間の懸案は片づいたもの
と考へます。が、しかし、日米間の通商の基本と
いたしましては、すでに内外に宣明をした八項目
の実施というものがございまして、この八項目実
施の線に沿つた政策の実現については努力をしてま
いらないかと思ひます、こう答弁を
してまいつたわけではございまして。

その中では、今度の平価調整でコナリー財務長
官が、ワンパンクでなければ平価調整に
ない、ドルは切り下げないということ強く言
つておつたわけではございまして。これは日本について

す。

だけではなく、ECに対して言っておいたわけでありまして、ECはついにこれをものんで、そして平価調整ができたわけでございます。そのときに、日本に対しては、日本とアメリカとの間の経済問題に対しては非常に理解が進んでおるといふ、コナリー長官にしては珍しい発言をしておるわけでありまして。これは私はまあ、てまえみそになるようでございますが、これはほんとうからいふと、繊維日米交渉というものは済んでおりますから、これをさして言つたものと理解しております。

あとの問題はどうかという、子牛を、自由化はできなくとも輸入ワクを五千頭にしてくれなにかとか、温州みかんのアメリカ輸入についてはこれを拡大していきますから、かんきつ類の輸入ワクを大幅にふやしてくれとか、そういう問題でございまして、電算機も多少何とかできないかという問題もございまして、ございまして、この電算機に対して、私もいま質問に対して、電算機は日本政府が決定した従来の自由化スケジュールを要する意思はありません、こう述べてまいりました、そのほか、関税が高いものがある、この関税を少し下げられないかという問題があります。そういう問題をワンプッケージだと言っている、問題の中心としては、アメリカ対ECの問題よりも、日本とアメリカの問題は、繊維交渉をやつたときの大きなものではない。これは両国が利益をやはり計算できるような状態において、おそくとも私は一月の六日、その前後には何とかきまる問題ではないか、こう思っております。

○藤井恒男君 十二日からホノルルで対米通商交渉が行なわれておたわけなので、仄聞するところによれば、これは通貨調整を有利に展開するための側面的なものだと、それがワンプッケージといふことかも知れませんが、ところが通貨調整がああいう形で進まうときに、それまでの話し合いをたん白紙に戻せ、白紙に戻して帰つてこいという事で中断されたように新聞報道しております。

るわけなんです。そうしますと、このホノルルの会談では、いまお話にありました大臣のお考えなど違つて、かなり譲歩して、譲歩をしいられた形で話し合いが続いておたわけやないだろうか。さらに、一月にこれがまた再開されるということでございますが、そうなりますと、その辺の動きがたいへん気になるわけなんです。その辺の経緯がどうであつたか、一度お聞きしたいと思つております。

○國務大臣(田中角榮君) 先ほどから述べておりますように、アメリカはローマ会議のときには、右手では平価調整の交渉をしながら、左手では通商問題をやっておたわけでございます。それで、日本との間はどうなのか、日本製品がECに入つてくることこそこわいんだ、こういうものこそいま問題になつておるんだと、当然そういう議論があつたはずでございます。それに対応して答えたのが、日米間では片づけられるような状態になつておるし、それはもう大山は越しておるんだというこの発言があつたと理解すべきだと思います。

で、日本もその過程において、そのワンプッケージだというのが一体どこまでなのかといううな気持も確かにあつたろうと思つてます。しかしホノルル会談で四人、各省の次官を忙しい中をやつたわけでございますが、最終的詰めができたか、私のところでは通商局長、それから外務省も経済局長が出ております。それから農林省からも局長がワシントンに出ております。そういうことで、日本だけが全く別個な行動をしたのではなく、ヨーロッパ諸国を含めた十カ国が、みんなやつぱり左手では通商交渉を行ない、右手では平価交渉を行なうという姿勢をとつておたわけは、これはもう事実でございます。それが非常に日本を高く評価をし、日本のためにもよかつたといふことはこれはもう事実であつて、これはそれなりの意義があつたと思つてます。ただ、そこでもまだ結論が出なかつたという問題でいままだ

続けております。

これは率直に言つて、少しならこちらもやらなければいかぬ。私は特に、繊維をやつておりますから、その次には、もうほかいろいろなものを持つてきても、そんなに簡単に一ぺんにできるものじゃないという考え方をとつておるんです。しかし、日米間はバランスをとらなければならぬといふこともまた考えておりますので、こつちと向こう側の考え方がかみ合なかつた、五百頭と二百五十頭と言つて、足して二で割つて幾らになるのかといふようなところにもいかな、まあ五百頭とでも言うならば、これは五百頭のまゝいことはないと思つてますが、そこを五千頭と言つて、なかなかこれはたいへんな問題でありますし、私のほうでも一〇〇と云ふのならわかるんですが、そこを一〇〇と云ふのなら、なかなか一回では片づかぬという問題でございますが、繊維交渉ほどの大きな問題ではない。ないと言ふのは、ECとか電算機等は、私がもう既定方針を変えないと、こつちと云ふことを前提にして申し上げておるわけでございますが、そういうことでこれはやつぱり片づく問題だと思つてますし、片づけなければならぬと思つてます。私はどうも少し甘いようなことを言つておるとすれば、まだ未確定な問題でございますから、両国で鋭意調整をいたしますという発言に訂正してもいいです。

○藤井恒男君 これは白紙に戻すように訓令が出たわけですね。

○國務大臣(田中角榮君) いや、そういうこと絶対ありません。

○藤井恒男君 これは新聞報道の間違ひですか。

○國務大臣(田中角榮君) 新聞報道が間違ひだとは言いませんが、白紙に戻せなどという訓令はないんです。ただ、まともになかつた。事実まともになかつたのです。それはいま私が言つたように、ちよつと開きがあつたといふことでございまして。

○藤井恒男君 経済閣僚委員会に臨む前に大臣は、繊維についてもきつぱりやつてきてやるぞといふことで行かれたわけなんだけれども、いままたサンクレメンテにお立ちになるわけだけれども、きつぱり断つて、まあ今度の場合は信じてもいいわけですね、いままでの方針どおり。

○國務大臣(田中角榮君) これはとにかく繊維の問題のときに、あのくらい歯切れよくやつておたものが、君子豹変したと言われておるのでございまして、ほんとに私も何とも申し上げようがないわけでございますが、なかなか相手のある話でございます。初めから何でもやるよ、あげますと、さつき原田さんの質問にもございまして、もうこれだけは後進国に差し上げるんですと言つて全部公表したら、これは黙つておつても自動的に向こうへ行つてしまふんで、これはバイ・ケースで、あつたら条件をきめて出しますよ、こつちと云ふのはこれはあたりまえでございます。国益を守る通商産業大臣としての責任を果たさなければいかぬといふことはもう当然でございますが、これは、前にそういうことがございまして、からといつて、信用ができないものだとお思ひにならぬので、なかなか、苦慮しながら国益を守ることに對してこつちと云ふめくらしておるわいと、こつちと云ふにひとつ御理解をしていただきたいと思ひます。

○藤井恒男君 これはそれじゃ、すなおにそういうふうな理解しておきたいと思ひます。

ちよつと話題が変わりますが、これは通産大臣として、率直に申し上げて景氣回復の時期を大体いつごろに見られるか、承りたいと思ひます。

○國務大臣(田中角榮君) この景氣回復というのは、まあ指数が上がつてこなければならぬわけでございますが、これは確かに六、七月ごろまで、非常に沈滞さみであつたものが上向きかけてきたといふのは、これは人為的にやらなくてもそうなつておたわけなんです。ところが、八月のニクソン・ショックでもつて為替変動相場制に移行して、またたつときた。そこへ持つてきて、今度は平価の調整でもつてまたたつとくるというわけですから、これはこのままでは、年率一〇・一

多というものが四割台しかできないだろうと言っており、経済企画庁は、絶対に七割や八割はできる、それから五・五割になり、それから四割から五割の間である、このごろは四割に近いニュアンスを出しておるわけでございます。

来年度はどうなるかという、横ばいである、こう言っておるわけでございます、これは予算でもってどの程度景気浮揚が行なわれるかということになるのですが、いま年率四割台であるということになれば、これは前半も四割台なら、ずっと十二月まで通して四割台というふうに見てもいいと思うんです。そうすると、来年は上半期から四割台になれば、とても年率七・五割なんかになるわけがないのでございまして、そうだとすれば下期には一〇割をこすようなものにならなければならぬ。そうなれば、昭和四十八年には一〇割平均にも確実にいくということになるんですが、そんなにはならないと思ひます。ですから私は、来年の一・三月、四・六月ぐらい、どうしてもし、来年の四十六年度の状態でいくのじゃないかと思ひます。それを政策的に押し上げる力を用ひさせることによって、まあ七・九月、十一月、十二月ごろ、下期には上がっていくようにしないと、もっと早く上がらないと年率七・五割というものはなかなか維持できないのですが、こし一ぱい年率四割でもって、一体来年の上期に上がるのかどうかというところは、これは相当政策的な努力が必要であるということございまして、もう一週間ぐらいいすれば、来年は景気はこういう事態でございります、そのための予算を組みますという経済見通しを発表いたしますが、いまは非常にむずかしいところございまして、どうもはつきりしないことしか申し上げられないわけでございます。

○藤井恒男君 今度の平価調整によって、まあ施策のよろしきを得れば、輸入価格の低落で消費者にメリットがあるわけなんです、いろいろ問題があつて、いままでも、変動相場制の中でも直接的な消費者へのメリットというものは見られていない。これから三百八円という形が続く中で、メ

リットは十分生かしていかねければならぬわけだけれども、私の感ずるところ、流通段階でこの減分を吸収してしまつて、そして消費者へは、結果的にはしわが寄つていくというようなことになるように思われてならないんです。その辺のところ、もう少し抜本的なて入れというものを考えられないうものかどうか、その辺ちょっと承りたいと思ひます。

○国務大臣(田中角栄君) そういう、御指摘になられたようなところが一つこれからむずかしいところだと思ひます。これは利益を受ける面とマイナスを受ける面が、両面出てくるわけでございします。また、国全体とすれば、原材料の大半を外国から輸入に仰いでおるわけでございしますから、ドル建てのものは全部プラスになるわけでございします。ですから今度のドルの切り下げ、円平価の切り上げによりまして衝撃を受ける、マイナスを受ける面が、それに対応できる體質をつくり得ることができるとすれば、これは円平価の切り上げというものは、円の価値が出たのでございしますから悪いことではない。総理がおとほし述べたように、これは日本の財産がふえることである。これは悪いことではないのでありますが、当面する問題から考えますと、これはなかなかマイナス面は大きいんです。マイナス面のほうがちよつと大きく見えるんです。それはもう中小企業の輸出力が非常に押えられるとか、景気が浮揚しないとか、投資意欲がなくなるとか、いろいろな問題がございします。

もう一つは、昭和初年のように、平価が切り上げられたときには月給も全部がたつとその分切り下げられるというのであれば、それはものが安くなると思ひます。昭和初年一三・六割切り上げられたと思ひますが、その月は月給は頭から一〇割引いて払つたわけなんです。ですから、それは物価にすぐ影響を来したと思ひますが、不景気も身にしみたわけでございします。このごろは価格安定とかいふようなことがあつて、みんなかぬきが入つておりますから、そういう意味では、ドルが下

がつたからといって、必ずしも直ちに消費価格に影響しないということがあるんです。それは製品価格に対する原材料の価格のウェイトがうんと違つておりますし、それから今度見ておつても、こんな不景気だから月給はうんと上げなきゃならぬ、相当大幅に賃上げをやらなければいかぬという要求があることを考え、昭和初年とは全く条件が違つたという問題もございします。ですから一様には考えられませんが、変動相場制の中において一つの現象があります。OPECであれだけ大幅の値上げを要求されたにもかかわらず、最終的な価格は据え置いた。それは変動相場制のあの範囲内で消化をせしめたということになつておりますので、これはやはり究極には、一年とか一年半とか長い時間がかかれば、円平価が上がつたものに対する輸入品は下がつてまい、消費者価格に必ず影響する、つながら、こう見べきだと思ひます。

もう一つ言ひたいのは、これはもう少し時期的には前にやつておくべきだったかも知れませんが、これはもう少し自由化をしてもらわないと、どうも自由化をしても関税をうんと取るから、実際下がらない。牛肉は下がらない。これはもう小生でもわかる議論であります。自由化をしたにもかかわらずさつぱり下がらないというものは、レモンなどそうだったのです。これは下がらぬ。そのうちに下がりますと言つておつたら、この間からどかつと三分の一に下がった。あれは、持ちこたえられなくなつてくれれば下がらなうございしますし、そんなに特定の業者だけが輸入をしておつて、倉庫の中に入れておつて値上りを待つておるなら無制限に輸入を許すということになれば、これはそうなるにきまつておるんです。しかし、そうすると業者の育成ができないということ、石油関税を石炭に戻しておるような、大なり小なり全部そういうことをやつておるわけなんです。ですから、これは無制限な自由化をやつたら経済が混乱をいたしますから、そんなにできないわけでございますが、やはり自由化の方向という

のは避けがたい。そういう意味では、私は自由化が進めば消費者物価や国民生活には必ず好影響があらわれる——好影響とは必ずしも言えるかどうかはわかりませんが、影響があらわれてくる。ドルが下がっただけのものは下がつてくる。こうならなければいけませんし、必ずあります、こういうことを申し上げておるわけです。

○藤井恒男君 ドル・ショック以来、中小企業、これは輸出関連の中小企業にかなりな滞貨があるわけなんです。せんだつて、私もずっと産地を回つてみたんですが、たとえばタオル業界なんかの場合ですと、アメリカに輸出しておつたものが全然輸出がきかない。そうなつてまいりますと、独特の染めをやつておるために、それを国内に振り向けることができない。国内では需要が全然ない。滞貨としてそれを持つておるわけなんです。これは一つの例です。こういった滞貨を、一つには景気刺激のため、あるいはそういった中小企業を救う意味からも買ひ上げて、そして後進国への商品援助というような形がとられないものかどうか。まあ後進国の援助というものはこれから一番大きな問題だということは、大臣がいまおつちやつたとおり。こうなると、非常に一挙兩得といひます。中小企業それ自体も非常に助かるし、そして現に印パ戦争などで見られるような、ああいった地域の難民を救済する意味からも即効性のあるもので、思い切つてそういった手を考へてもらいたいと思ひますが、どういうものですか。

○国務大臣(田中角栄君) この商品というものを少し買ひ上げなければならぬかしらぬということとは、私は調印するところか、した直後か、私自身もそういうことを申し上げました、考えなければいかぬと。そういうことでまして、輸出の多様化ということ、だんだんと拡大していくべきである、そのためには、もう難民救済にパンツでもつくつて送つたらどうかと。大臣はそう簡単なことを言うけれども、アメリカ向けの厚いパンツを、とても南方に送れるものではないというような、

いろいろな御注意も受けながら、しかし製品を一
時買わなければならぬかも知れぬ、買ったものは
やはり延べ払い輸出にするか、商品援助というも
のでやらなければならぬかも知れぬ。いままで商
品援助に対しては相当な抵抗があったわけでござ
います。今度フィリピンや東南アジア諸国に対
して、いままでとすれば考えられないほどの商品
援助比率を高めたのは、そういう事態を想定しま
して、強く主張した一つの結果でもございます。

○藤井恒男君 予算が大体繊維に対してはきま
ったわけなんです、大臣もたいへんな努力をして
いただいたわけですが、大臣もお気づきだったと思
うのだけれども、約十四万五千ほど全国に繊維の
工場が散在してある。十四万五千の事業場とい
うのは他の産業には例がない。まさに米作みたい
なものだ。しかも十四万五千ある事業場の中で、三
百人規模以上の事業場というのはわずかに六百、
実に十四万四千何かが三百人以下の中小零細企
業、これが実態です。これをただ単に救済救済と
いったところで、一つの産業の将来性というもの
を考えた場合に、困ったから繊維を買、あるいは
融資するだけでは、本質的な対策にならないわ
けです。

ただ、いま簡単に、商品援助にそれをいたしま
すとか買いますと、買うならどこで買
い上げるか。これは協会に国が出資でもしておい
て、そして必要ならば買上げさせて、利子補給
でもしておいたらいじやないかというように、
簡単な話が伝わっております。おりますし、やる
とすればそうなるのでしようが、簡単にはなか
なできない。なぜならば、二千億という救済を
やるといまだにばかりでございまして、これか
ら繊維の買上げ、解体、いろんなことをしなけ
ればならないのでございます。

○藤井恒男君 予算が大体繊維に対してはきま
ったわけなんです、大臣もたいへんな努力をして
いただいたわけですが、大臣もお気づきだったと思
うのだけれども、約十四万五千ほど全国に繊維の
工場が散在してある。十四万五千の事業場とい
うのは他の産業には例がない。まさに米作みたい
なものだ。しかも十四万五千ある事業場の中で、三
百人規模以上の事業場というのはわずかに六百、
実に十四万四千何かが三百人以下の中小零細企
業、これが実態です。これをただ単に救済救済と
いったところで、一つの産業の将来性というもの
を考えた場合に、困ったから繊維を買、あるいは
融資するだけでは、本質的な対策にならないわ
けです。

ですから、その上にいますぐ、何も買います、
かにも買いますというところは、なかなかむずかし
いと思うわけでございますが、これはやはり通産
省にそれを買って持っていないかと言ったって、
どうするわけにもいかないから、いま滞貨をして
おるものがどのくらいあるのか業界でみずから
それをつかんで、いままでは同じ土地におりなが
らも系列別でみんな別にしておりまして、自分がど
のくらいの製品を持っておるのか、全然教えない
という状態であった。そういうものをみんな
洗いざらいひとつ計算してもらって、業界の力で
もって、どこへはばいばいんだ、延べ払い輸出に
すればこうなりますという具体的なものを
検討さない、こう私も言っておるわけでございま
す。どこへも売り手はないところへ、どんどんど

○藤井恒男君 予算が大体繊維に対してはきま
ったわけなんです、大臣もたいへんな努力をして
いただいたわけですが、大臣もお気づきだったと思
うのだけれども、約十四万五千ほど全国に繊維の
工場が散在してある。十四万五千の事業場とい
うのは他の産業には例がない。まさに米作みたい
なものだ。しかも十四万五千ある事業場の中で、三
百人規模以上の事業場というのはわずかに六百、
実に十四万四千何かが三百人以下の中小零細企
業、これが実態です。これをただ単に救済救済と
いったところで、一つの産業の将来性というもの
を考えた場合に、困ったから繊維を買、あるいは
融資するだけでは、本質的な対策にならないわ
けです。

○藤井恒男君 予算が大体繊維に対してはきま
ったわけなんです、大臣もたいへんな努力をして
いただいたわけですが、大臣もお気づきだったと思
うのだけれども、約十四万五千ほど全国に繊維の
工場が散在してある。十四万五千の事業場とい
うのは他の産業には例がない。まさに米作みたい
なものだ。しかも十四万五千ある事業場の中で、三
百人規模以上の事業場というのはわずかに六百、
実に十四万四千何かが三百人以下の中小零細企
業、これが実態です。これをただ単に救済救済と
いったところで、一つの産業の将来性というもの
を考えた場合に、困ったから繊維を買、あるいは
融資するだけでは、本質的な対策にならないわ
けです。

○藤井恒男君 予算が大体繊維に対してはきま
ったわけなんです、大臣もたいへんな努力をして
いただいたわけですが、大臣もお気づきだったと思
うのだけれども、約十四万五千ほど全国に繊維の
工場が散在してある。十四万五千の事業場とい
うのは他の産業には例がない。まさに米作みたい
なものだ。しかも十四万五千ある事業場の中で、三
百人規模以上の事業場というのはわずかに六百、
実に十四万四千何かが三百人以下の中小零細企
業、これが実態です。これをただ単に救済救済と
いったところで、一つの産業の将来性というもの
を考えた場合に、困ったから繊維を買、あるいは
融資するだけでは、本質的な対策にならないわ
けです。

いておるわけでありまして。高度な政治的な判断で
この際繊維を手がけられたわけなんだから、三年
ぐらいかかって一ぺんこれをやってみようという
ふうな踏み切りができぬかどうか。私の希望もか
ねてですね。

○國務大臣(田中角栄君) あなたは繊維の専門家
でございます。私はあまり専門家でないわけでござ
います。それはむずかしいのです。繊維とい
う企業自体が非常にたくさんのものであり、非常
に高度なものでもありますし、もう、一人から何
千人何万人というものであるわけでございまし
て、そういう意味で私もそういう繊維が戦後一
戦後というよりもやはり百年間の日本の歴史の中
で、世界に窓を開いた状態において繊維が位置し
たものというの、たいへんな歴史的な重さがある
と思うのです。特に、全く貿易ができなかった
戦後四分の一世紀に、先がけとなった、水先案内
となったものが繊維ですから、そういう意味で繊維
のたくましさというものは私はよく知っており
ます。たくましさを知っておりますと同時に、な
かなか通産省の繊維局あたりではやれるものじや
ないのです。私自身が、通産省に行つたときに繊維
局の諸君に、悪いけれども君たち繊維全体をや
ろうというのが間違いだ、これは一つの政治だ、
非常にむずかしいものである。それだけに私は
二千億というものを、初めなかなかこれはたい
へんな抵抗なんです。対米でとにかく一年間の買
易が二千億なんです。その二千億を一年間で
もって予算化することがいかにむずかしいこ
とであるか、私、大蔵大臣で予算を三回も四回も
組みましたが、非常にむずかしいことなんです。
ですから、本予算とはずして二千億をきめても
らったということでありまして、それで終われり
と思っております。

○藤井恒男君 予算が大体繊維に対してはきま
ったわけなんです、大臣もたいへんな努力をして
いただいたわけですが、大臣もお気づきだったと思
うのだけれども、約十四万五千ほど全国に繊維の
工場が散在してある。十四万五千の事業場とい
うのは他の産業には例がない。まさに米作みたい
なものだ。しかも十四万五千ある事業場の中で、三
百人規模以上の事業場というのはわずかに六百、
実に十四万四千何かが三百人以下の中小零細企
業、これが実態です。これをただ単に救済救済と
いったところで、一つの産業の将来性というもの
を考えた場合に、困ったから繊維を買、あるいは
融資するだけでは、本質的な対策にならないわ
けです。

○藤井恒男君 予算が大体繊維に対してはきま
ったわけなんです、大臣もたいへんな努力をして
いただいたわけですが、大臣もお気づきだったと思
うのだけれども、約十四万五千ほど全国に繊維の
工場が散在してある。十四万五千の事業場とい
うのは他の産業には例がない。まさに米作みたい
なものだ。しかも十四万五千ある事業場の中で、三
百人規模以上の事業場というのはわずかに六百、
実に十四万四千何かが三百人以下の中小零細企
業、これが実態です。これをただ単に救済救済と
いったところで、一つの産業の将来性というもの
を考えた場合に、困ったから繊維を買、あるいは
融資するだけでは、本質的な対策にならないわ
けです。

辺のところをお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(田中角栄君) まあこまかい問題、技術的な問題は事務局から答えさせていただきますが、いままでは、必要なものだけ海外から持ってきたらいいのです。ところが、なかなかそうならなくなつたのです。これはこの間の日加経済関係会議で、日本にはこれだけ物を買ってもらおうと。日本はお得意じゃないですかと、やんわりと私はそう言つたんですが、しかし向こうは、いままではたいへんお得意でございましたと言つておつたカナダが、カナダから鉱石を持っていって日本で精錬をして、そのかわりに日本は巨大な利益を得ておるじゃないか、それでは困るんだ、だから原石は何十%かカナダの工場で精錬をして、そうすればカナダの国民が就業の場を得るから、そしてその二次製品を日本で買つてくれればいいのだ、その比率をきめなければ法律をつくりません、こういうことを言っているわけです。今度イランから石油を開発しようとして、石油だけでは、現地で精製工場をつくつてくれ、精製工場だけではなくて石油化学の工場もつくつてくれ、それでワンセットでもって全部やつてくれれば住民が就業して利益を得るのであつて、物を売って代金だけをもらうことでは困るんだ、それでなければうんと高い値段で買つてくださうというふうに、みんなそういうふうになつてゐるんです。

ですから、必要やむを得ないということよりも、そういうことでなければ、ワンセット開発でないと現地がなかなか応じられない、長期・良質・低廉というふうなものがなかなか多量には確保できないということもありますし、お互いが了解し合ひながら、和氣あいあいのうちにお互いに開発のメリットを分け合つていふふうになるには、どうしても、ストレートにほしいものだけを持つてきて、あとはそつちのほうでというふうなものから、だんだん相互的なものに転化しておつて、この法律などは、当然そういう現状に徴すればこういう方向でなければ開発できないということでございます。

○政府委員(外山弘君) ただいま大臣からお話がありましたように、鉱物の開発につきましては、鉱物によりまして、また開発する国によりまして、それぞれやはり自主開発方式あるいは融資買鉱方式、どちらがいいかという判断が具体的にあるのだと思ひます。ただ、やはり御指摘のよう、安定的な開発ということになれば自主開発のほうがいいにきまつてゐると思ひます。したがうして、従来鉱山石炭局におきましてもそういう方向を可能な限りやつてきたのだらうと思ひます。と同時に、鉄鋼石とか粘結炭については、早くから融資買鉱のほうが多かつたという経緯も事実でございます。私もといたしましては、それぞれの具体的な事情を考慮して運用してまいりたいと思ひますけれども、要は資源開発が大事でございまして、その方式についても多様化を加えていくと申しますか、いろいろな方法が可能なように応援体制を整えていくことが必要であらう、こう考へてゐる次第でございます。

○藤井恒男君 この投資保険の場合は政治リスクだけの保険ということになつておるし、今度の融資保険の場合には政治と信用両方のリスクをカバーしようということになつてゐる。地下資源を開発するという特殊なことから見て、非常に地下資源開発というものはリスクを伴う。投資保険の場合、政治危険のみということでは私は片手落ちのようになつてゐる。たとへて言うなら、コンゴのムンシ鉱山というのが一番大きな——これは御存じのとおりだと思ふ。この例を見てみると、開発なんです。開発だけでも、全部の資金が二百七十億ぐらい要しているわけだけれども、そのうち現地の法人の資本金が十八億ですね。こうなると、二百七十億ほどのうち資本として投下してゐるのは十八億ほど、あとは言つてみれば融資だということになる。しかし経営に参加してゐるからといって、融資したもののについては保険の対象にはならない、こういうことですね。しかし、資源を開発する面から言へばこれが一番いい方法だということなんで、私はそういう面、現実にこれか

らも後進国に資本を投下する場合に、経営支配といつても、いままでの現状を見れば大体四九%でしよう。五一%というのはもう無理だと思ふ。五〇も無理、四九。それも、どんだん向こうは変へたい、しかも現地に経営者を送り込んで、何年後には半減しろという条件がついてくるわけですね。そうなつてくると、片面では買鉱方式が進むというものの、長期安定的な資源を確保するためには投資が必要だ、開発のほうがいいんだと誘導策をとりながら、保険の面から見るとそれは政治危険だけ。多額の融資をしておりながら、その融資については対象にしないんだということなんです。

この辺を事務局にお伺ひすれば、保険理論から見ても、経営支配をしてゐるところに経営リスクをカバーすることはできぬのだ、これが世界的な慣例だといふふうにおつしやるけれども、やはり資源のないわが国にとつて、資源開発というものは何にもまして大切な、もつと高度の政治的な判断でそれを何とかが形づけなければ、私は開発というものが進まないと思ふ。しかもリスクが非常に大きいわけですね。この辺を思い切つて私は踏み切るべきだ、今度間に合はなかつたら、次のときにも改正してでも私はやるべきだと思ふのであります。その辺のところをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(外山弘君) 前段の点は、先生が御指摘され同時に御答へもしておられましたように、確かに海外投資というものを一般論でみた場合には、経営参加をしてゐるのであるから、そこに信用危険まで担保するのはおかしいということになるわけでございます。保険の大前提でございます。する保険事故の偶発性と申しますか、支配可能性と申しますか、そういう原則から見まして、保険によるカバーを信用保険まで与えることは、一般論としてはむしろかしいといふふうなことになる。まして、世界各國の事例も、そのように制度としては定着してゐるわけでございます。しかし、一般論はそれでございませうけれども、先ほど先生

が御指摘のような、二百七十億の投資の中で十八億しか投資していない。そのほかにあるいは役員が派遣されてゐるとか、いろいろな援助形態というものが伴つてゐるかもしれないが、ともかくもそういう実情からみると、はたして経営に参加してゐる、つまりそれに伴う経営支配をしてゐるかといふことになりまして、実質的にはもつと具体的な判断をしていかなければいけない、こういうふうな考へるわけでございます。で、海外投資と申しまして、各種各様の形態があるわけでございますから、一律の基準をもちまして経営支配の判断基準とするといふことはかえつて不合理を招くといふこともあると思ひます。私もといたしまして、単に出資比率だけで判断すべきではない、役員構成も考へ、いろいろのことを考へて総合的に勘案して具体的な案件ごとに判断をしたい、こう思つておられますし、その点は具体的な事情を鉱山石炭局ともよく御相談いたしまして、そうして経営参加、経営支配であるかないかということを実質的に判断してまいりたい、こう思つておるわけでございます。

○藤井恒男君 そうすると、それは弾力的に運用できるといふことですか。

○政府委員(外山弘君) 決してその五〇%以上とか四九%とかといふことの一律の基準で運用はしない、こう考へてゐるわけでございます。しかし基準ははっきりとさせたいと思ひますので、その点は鉱山石炭局ともよく御相談をしたい、こう考へております。

○柴田利右門君 それじゃ、時間もありませんので簡潔に二点御質問を申し上げます。

これは今回の改正と直接関係はないかもしれませんが、海外建設工事保険というのがあります。これについて、発電所のダムとか港湾施設、道路建設、こういうものでかりに一千萬ドルなら一千萬ドルの契約といふことで仕事をしたい。その中でプラントの金額が八百萬ドルだ。これは例ですから、数字は多少似つかわしくないかもしれませんが、現地の据えつけ工事等に

残りの金額を振り当てる。こういう場合に、先に現地の人を雇ったりなんかする場合に、その用役費を先払いをする。こういう場合に保険の対象になるのはプラント代の八百万ドルだ、そうして用役費は保険の対象にならないのではないかと、いろいろなことも聞いておられますが、この辺がはたしてどうなっておるかという点ですね。

それからもう一つは、七つの輸出保険の中で、全部にあるのか、その中の特定のもののにあるのかよくわかりませんが、地域差料率というのがあるのではないかと、思いますが、これは船の場合に見えりまうと、籍のあるのはリベリアだとかバミューダというところにあると、しかし実際は、何と申しますか、実権者といふんです、従来この国がなりと申すところ、いまま上り上げたようなことでは、イギリスに実際の実権がある。こういう場合に、A B C D E のランクがあつて、そのランクからいけばCにランクされる、Dにランクされるということになるんですけれども、実権の關係でいけば、まあイギリスといふのはAになるかどうか、私もよくわかりませんが、そういう点で多少実体とふさわしくない面があるのじゃないかというように、時間も考えられるわけですが、この二点について、時間があればもう少しお聞きしたい点もありませんが、もう時間がありませんので、その二点だけひと。

○政府委員(外山弘君) 第一点の建設工事保険につきましても、これはたいま御指摘の点は輸出代金保険一本でカバーしております。

それから第二点の問題でございますが、輸出保険につきましても、確かに地域差料率というものを適用しておりますし、先ほど御指摘のようないふことと申す、まあ先進国が主として相手でございますが、若干安くなつていふやうな実情にございます。しかし、輸出保険の地域差料率と申しますのは、やはり輸出契約における仕向け国の政治経済情勢を判断して設定するといふたてまえになつております。そうしまして、この観

点からいたしますと、輸出契約の相手国である便宜置籍船国、そういったものについて実際の所有国の料率を適用するといふことは、ちよつと困難であるといふのが現状でございます。

○須藤五郎君 きょうは時間があまりありませんので、私、質問も簡潔にいたしますから、ひとつ答弁も簡潔に要点だけ答えていただきたいと思います。

今回の法律改正案は、バイヤーズ・クレジットや融資買込における融資、プラント輸出のフル・ターム・キイ契約を、新たに輸出保険の対象に加えておられますが、これはわが国の資本にとつて好ましい海外進出の条件、より安全な環境をつくり出すものであると思ひますが、その理解してよろしいでしょうか。大臣、いいならいいといふふうに簡潔に答えていただきたいと思います。

○政府委員(外山弘君) それは、御指摘のとおりだと思います。

○須藤五郎君 通産大臣は、提案理由の中で、バイヤーズ・クレジットやフル・ターム・キイ契約について、プラント輸出の国際競争に対処すること及び発展途上国の開発プロジェクトの推進に協力することがその目的である旨のことを述べておられます。開発プロジェクトとは、どのような種類の、どのような規模のものをさしておられるのか、その点を。

○政府委員(外山弘君) 開発プロジェクトと申しますも、単にたとえば石油プラント等を設置する場合から、その地域の開発計画、その中にいろいろわが国として協力できる部分があると思ひますが、そういった大きな開発計画まで含めまして開発プロジェクトと言つておるわけでございます。

○須藤五郎君 ちよつと説明が抽象的だったので、規模のものを考えていらつしやるかですね。

○政府委員(外山弘君) 規模にもこれはいろいろあると思ひますが、私も実際にいろいろ、この今回の措置に踏み切る前に要請例の実例をいろいろ調べてみました。いろいろな種類が

ございます。石油プラント、化学プラント、火力発電プラント等のプラント類が非常に多うございしますが、全体として平均の金額が、その要請分の中では約二千四百万ドルくらい、つまり普通のサブライヤーズ・クレジットのプラント輸出よりはいふ大きな規模のものが平均して多うございしました。

○須藤五郎君 規模としては大体二千四百万ドル以上のもので、こういうことですね。

○政府委員(外山弘君) それが、ただいま申しましたように平均でございます。

○須藤五郎君 通産省の参考資料によりますと、諸外国のバイヤーズ・クレジットの保険引き受け条件は次のようになっております。それはここに私ももつてあるわけですが、イギリス、フランス、ドイツですね、そういうのをここにもらつておられますが、わが国は、この保険引き受け条件をどのようにするお考えなのか。

○政府委員(外山弘君) 現在検討はしておりますが、大体私どもの頭にありますのは、一つは諸外国の基準を勘案いたしまして、普通の従来ございしましたサブライヤーズ・クレジットに比べれば大規模のものを考えたい。それから第二は、相手国の経済開発に寄与するといふこと。特に船舶、車両といった単品の輸出よりも、技術を伴うプラント類とか、あるいは鉄道や発電プロジェクト、そういったインフラ部門の整備といったようなことを頭において運用したい。さらに相手国の商慣行と申しますか、入札条件等でバイヤーズ・クレジットを特に希望しておるといふような点も、もう一つの判断でございます。それから、そういったことを反映いたしまして、輸出者が複数である場合が多いのではないだろうか。こんなようなことを頭に置いて引き受け基準をつくりたい、こう考えておる次第であります。

○須藤五郎君 ここにもらつておる資料によりますと、イギリスは、「つぎのいずれかの条件を満たすこと」として「輸出契約額が一〇〇万ポンド以上で、期間五年以下、二〇%の頭金支払」「外国政

府等の大規模プロジェクト案件(二〇〇万ポンド以上)」「それから「外国政府の経済開発計画のための市銀クレジット・ライン」とか、いろいろ出ております。これを一々読んでおられますと時間がかかりますが、百万ポンド、二百万ポンド以上とか、それからフランスの二千五百万フラン以上とか、それからドイツの五百万マルク以上とか、相当の金額だと思ひますが、日本ではこれ以上のことを考えていらつしやるようにいま受け取つたんですが、そういうふうな理解しておいていいわけですか。年限などはどういふふうなことを考えていらつしやるのか、金額はどのようなことを考えていらつしやるか、条件としてどういふふうなことを考えているか。

○政府委員(外山弘君) 先ほど申しました平均の二千四百万ドルと申しますのは、現在のサブライヤーズ・クレジットと比較しますと十数倍の大きさでございます。平均としましては、やはり諸外国の基準等を参考といたしまして、先ほど申しましたのは二年間の要請の実例でございます。ただアンケート調査等を取りました際に出た例でございますが、それが、とにかく大規模なものであると思ひますが、それが、とにかく大規模なものでなければ引き受けないといふふうにするべきかどうか、これはさらに検討しなければならぬと思ひます。つまり、大規模なものにできるだけこの運用を考えたいと思ひますけれども、たとえば幾ら以下ではいかぬといふような基準をつくる場合には、十分慎重に考えなければいけません。ただいま先生の、イギリスにつきまして輸出契約額が百万ポンド以上と申すようなことと申す、実はつい先月でございますが、イギリスもこれを四分の一、つまり二十五万ポンド以上といふふうな引き下げております。あるいは運用に当たつてそういうふうな配慮をする必要性が實際面から出てきておるのではないかと思ひますが、その辺の諸外国の実例は十分参考にいたしまして、私どもとしては考えてまいりたい、こう

思います。

○須藤五郎君 そうすると、金額でいえばどれだけの金額とか、期限は何年間とか、そういうようなことはまだはっきりとはきめていない、これから諸外国のものも参考にしながらきめていくと、こういうことなんですね。

○政府委員(外山弘君) そういうことでございませう。

○須藤五郎君 鉱物資源の開発投融資でございませうが、特に融資買鉱のための融資額が、通産省の参考資料にございませうが、それを見ますと、昭和四十三年から急激にふえてきておるんですね。現在どのような鉱物資源が融資買鉱の対象となっておるのか、なぜこのようにふえてきておるのかという点をお伺いします。

○政府委員(外山弘君) 御指摘のように、融資買鉱につきましては最近非常にふえつつある傾向を、数字の上でも四十三年以来示しているわけでございませう。いま担当の局がおりませんのでこの内訳はよくわかりませんが、私の知る限りでは、鉄鉱石、粘結炭等がふえている中のかなり多くを占めているのではないだろうか、こういうふうに考えます。

○須藤五郎君 これ、ずいぶんふえているんですね、この例で見ますと。四十年度は合計八百十萬ドル、それから四十一年度が四百三十萬ドル、こういうふうになつてきて、もう四十五年になると二億五百四十萬ドルですか、そういうふうになつてきておられますね、数字を計算してみますと、これは非常な増加率を示していると思うんですが、そのおもな理由は、いまあなたがおっしゃったような鉄鉱石、それから原料炭、その増加による増加と理解するのですか、どうですか。

○政府委員(外山弘君) そのほか銅などもかなり融資買鉱はふえているのではないかと思います。いずれにしても、四十三年ごろから、四十年の不況期を脱しまして、資源開発需要というものの対して非常に、何と申しますか、国内的な要請もふえてきているし、そういうことに対する

る積極的な態度がここに反映されているのではないかと想像いたしますが、鉱山石炭局がおりませんので詳しい鉱種別の内容はいまいちございませう。ただし鉱物としては、先ほど申しました鉄鉱石、原料炭のほか銅とお考えいただければ、大体これに相当するふえ方の大部分を占めているのではないかと、こう考える次第でございませう。

○須藤五郎君 私もこの点について調べてみましたが、ちよつと確認しておきたいと思うんです。鉄鉱石、原料炭、銅、それから鉛、亜鉛、ニッケル、こういうものがずつとこの融資買鉱の対象になつておる、こういうふうには聞いておるわけなんです、間違ひありませんか。

○政府委員(外山弘君) 鉱山石炭局がおりませんので正確には申し上げられませんが、たぶん間違ひではないのではないかと思います。

○須藤五郎君 それではあとからその詳しい人に聞いて、別に参考資料として出していただきたいと思ひます。

それから融資買鉱プロジェクトにはどのような例があるかです。また、どのような企業がそれを行なっているか、具体的に二、三の例をあげていただきたいと思ひます。

○政府委員(外山弘君) これも実は担当の局に聞きますと正確にわかりませんが、私の知る限りでは、たとえば鉄鉱石の開発については融資買鉱の例が多いと思ひます。これは鉄鉱会社と共同で開発融資を行なっているというのが多いと思ひます。そのほか、原料炭につきましても同様な、やはり鉄鉱会社がやっているケースが多いと思ひますし、石油についても、どの企業がやっているかはちよつと私知りませんが、これについても最近例があつたように記憶しております。

○須藤五郎君 ここに通産省から参考資料として出ているんです、ちゃんと。だから、ぼくらに参考資料として出す以上、あなたたち知つてなきやおかしいと思ふんだな。答弁者が知らぬというふうな資料を何で出すのですか。私は、これをしっかりと確認しておきたいから聞いておるんです。

○政府委員(外山弘君) 私どもがこれをまとめましたのは、開発融資の総額を内容としたします数字の経緯でございまして、この中の個々の内容が、どの会社がどんな鉱物をどの国から買っているかという、こういう資料につきましては、実は私どももほうではわかりませんが、鉱山石炭局のほうにまとめた資料があると存じます。これは早急に鉱山石炭局のほうに連絡いたしまして、私どももほうでお答えするようにいたします。これはただそのトータルを教えたいたしまして、ここに鉱物資源の開発融資額がどんな推移を示しているか、つまり非常に需要が多くなつてきているというところをお示ししたくて、むしろ数字をお借りして、こういった四十五年度までの数字を年度別に比較してお渡ししたと、こういう資料でございませう。

○須藤五郎君 私、一例を言いますがね、石炭はないんですよ。だから、それがほしいのです、鉄鉱石や石炭がね。ここに私の持っているのは銅山です。トレドという銅山の開発です。それからリオ・ブランコ、これも銅山です。ブーゲンビル、これも銅山です。エルツベルグ、これも銅山開発。ローネックス、これも銅山。銅山の開発の資料だけしか、実はあなたのほうからここに出してきていないのです。そうして私が尋ねたいのは、トレド銅山開発、これに対する総開発費は三百九十二億、それからリオ・ブランコのほうは五百六十四億、それから日本側の融資額が、トレドは四十一億、リオ・ブランコが百十六億、ブーゲンビルのほうは総開発費が千六百六十二億、うち日本側の融資額が百八億、それで、これらに対する融資会社はどこかということですが、ここに書いてあるのですと、トレド銅山開発に対しては三菱金属が四十一億融資している。それからリオ・ブランコのほうは住友金属、日本金属、三菱金属が百十六億の融資をしている。それからブーゲンビルのほうには百八億、三菱商事、三井物産が融資者。そうなっているわけなんです。このように、日本の商社の融資金

額は相当の金額ですね。これを私ははつきり知りたかつたのです。それで、石炭も鉄鉱石も資料として出してください、これは銅だけしか出ておりませんから、ほかのものも出していただきたいのです。

そこで、発展途上国の開発プロジェクトに見合う信用の供与やプラント輸出、鉱物資源の開発投融資などの経済行為を実際に行なうことのできる力を持っているのは、現実にはそのほとんどが、私がいま申しましたように、わが国の大資本、大企業であると、こういうことがはつきりするわけですね。小さいものはできない。したがって、この改正案で恩恵をこうむるのは、もっぱらわが国の大資本、大企業であると私は思ひますが、大臣、どうでしょうか。

○国務大臣(田中角栄君) 必ずしも大資本、大企業だけがということではありません。これは、いま通産省へ持ち込まれているようなものでも、それぞれの国との関係がある企業があるいろいろな計画をいたしておるわけでございまして、大企業に偏しておるということではないと思ひます。

○須藤五郎君 大臣、大資本に偏してないとおっしゃつても、これだけの融資ができるのは大資本、大企業しかできないということですよ。中小企業やそんなものでは、とても融資できないじゃないですか。だから実際に融資のできるのは、いま申し上げましたように、銅だけをあげましてもそうなるでしよう。だから、石炭なり鉄鉱なりはもっと大きいことだろうと私は思ひます。だから私はそういうことを言うんです。何か中小企業者でこういう融資をしているところがあつたら、例をあげて私に答えていただきたいです。

○国務大臣(田中角栄君) 大体において鉄鉱山、非鉄金属鉱山というふうなものは相当な投資が必要でありますし、一定の規模、相当額の規模になりますから、そういう意味で大企業と言われるかも知れませんが、私がこうオウム返しに申し上げたのは、共産党の方がいつも言つておられる大

企業というような意味ではありませんと、こう申し上げたわけでございます。

○須藤五郎君 だから、私はこの法案で恩恵をこうむるのは、私たちが言う大資本、大企業が恩恵をこうむるのであって、中小企業などはこういう恩恵をこうむる立場にないというところ、もしあったら、これを後ほど資料で出してください。

もう時間が過ぎますから次の質問に移っていきますが、政府は、わが国の資本はほとんど海外へ進出していきなさい、こういう方針ですね。その際の危険負担や損失のカバーは、今回の法律改正で一そう広く行ないましょう、こういう立場に立っておると私は理解します。

現在、発展途上国などは、わが国の独占資本の海外進出に對して強い警戒心を持っておりと言われている。わが国の大資本、大企業の海外進出は、いわゆるエノミツカニマルとかイエローヤンキーとか、こういうふうなことで迎えておられるわけですね。それほど評判が悪いわけですが、政府もよくその点は承知していらっしゃる点だと思えます。この現実には、一体何を意味するのかという点ですね。わが国の独占資本がきわめてどん欲に、なりふりかまわず利潤の追求に励んでおることにはほかならないと、私は理解いたします。

日本の大企業のこのような海外進出のあり方を、政府は是とするのか非とするのか。政府はこのような日本の資本のあり方に対して、どういう考えを持っていらっしゃるか、ひとつお聞きしたい。また、このまま放置をしていくのかどうかという点です。

○国務大臣(田中角栄君) そういうふうな御指摘をされるような面が、全然ないというわけではありませぬ。アメリカ資本の場合、ヤンキー資本ということで手きびしく批判をされておたり、また一部では国家に強制収用されたりしてあるものもございます。エノミツカニマルと、日本人自身が言っておられるもおかしいことでございますが、人の言うことを自分で言っているのをおかし

いこのごろの風潮でございます。真珠湾を忘れるな、日本人を打つべしという意味をあらわすハバハバという言葉を日本人がハバハバと言っておったのと同じようなことで、私もあまり愉快なことではありませんが、しかし、だれかにそういうことを言われるだけでも、注意しなければならぬということでは当然でございます。

日本は世界でアメリカに次ぐというよりも、ある時期には、アメリカを越えるほどの資源を海外から輸入しなければいけない国であります。そういう国が、イエローヤンキーと言われるようなそういうことでは、もう日本人自身が困るのであります。やはりギブ・アンド・テークの原則、つまり公平な利潤をお互いが受け取るのだということではなければ、とてもそれはだめだと思ふんです。ですから、私は先ほども申し上げましたように、ただ必要な原材料だけ掘り起こしてきて、こちらへ持っていくばいというだけではなく、その原鉱石やそういうものを利用することによって、その国の利益にもなり発展につながるということ、お互いが非常に喜ぶというふうなプロジェクトでなければならぬ。そのためには、やはりワシントン開発ということが望まれるわけでございます。そこで現在御審議いただいている保険制度の改正が附加されないと、ワシントン開発は成功しない、こういうことでございます。いままでの、一部批判されるようなものありとすれば、そういうものを直していくために必要な制度改正もある、こういうふうな考えていただきたいと思います。

○須藤五郎君 最近の新聞報道によりますと、非鉄金属業界は原料鉱石の輸入削減を行なっておりませぬ。発展途上の資源保有国に失業増加などの経済不安や対日不信感を生むことが、私は必至の情勢になっておると思えます。この現実には、田中通産大臣が提案理由の説明の中で述べた「資源保有国の経済政策、資源開発政策と調和のとれた資源開発」という観点」とは、大きな矛盾があるように私には思われるのでございますが、どうでござ

いましょうか。
○国務大臣(田中角栄君) それは全く一時的な現象でございます。いままで、二十九年から三十九年までの十年間の平均経済成長率は一〇・四%、その後は一一・一%、一〇%以上の経済成長がずっと去年まで続いていたわけでありませぬ。ですから、そういうペースでもってずっと鉱石の採掘、輸入もはかっておったわけでございますが、ことしは四%台であるということ、がたと経済成長が落ちておるわけでございます。その結果、輸出は相当好調ではございますが、国内的には、公共投資が控えていることもあって、景気の沈滞が続く鉄鋼、石油化学、肥料等の主要業種で操短をしなければならぬ事態となっております。そういう事態のもとで非鉄金属鉱山会社等は、長期引取契約に基づいて海外で生産された鉱石等を日本側が引き取るために、引き取りのための共同会社をつくるか、海外に備蓄をするかについて、政府に對してしるべき措置をとることを申し出ております。通産省としても、どうすればいいのかわかりませんが、なるべくならぬのかというところを検討しております。いまあなたが端的に指摘をされたように、現地とは仲よくやっていくつもりであると言いつつ、掘った鉱石を放り出しておいて、買つてもやらなければ相手は困るじやないかというところがございます。そのようなことは絶対避けなければならぬ。マクロ的に見ればそんなことは全然ないわけでございます。過渡的、一時的なものであつても、不況感を発展途上国にも与えないように、何らかの措置をすべきであります。通産省は、いまそういう対策を検討しております。

○須藤五郎君 もうこれで終わりますから、通産大臣ね、いま申しましたように、後進国開発という名でどんどん資本を輸出して、それで安い労働賃金を利用して、それでどんどん物を持ってきて、もうけるだけもうける。ところが、一たんだル・ショックを受けるや、もう背に腹はかえられないというのでしようけれども、もう向こう

さんは向こうさんでほったらかしてしまつて、もうけるときは、もうけるだけはおうけた。もうけたあととは知らぬぞというふうなことで、やはり日本の信頼なり、後進国は非常な迷惑をするだろうと私は思ふんです。それではあなたのおっしゃっておることとは違ふではありませぬかと、こういうことなんですか。

それで最後は私の意見にもなるかと思ひますが、わが国の大資本、大企業の海外進出は、結局私は利潤追求を第一義とする資本の論理に貫かれておると、こういうふうな言わざるを得ないと思ふのです。これは田中通産大臣も、これには異議はないだろう。資本というものは利潤追求を貫いている、日本の資本は。で、進出先で労働者の低賃金を利用して、先ほど申しましたように後進国の低賃金の労働者を利用して、原材料の価格を押さえて、その国の富を奪うことを本質としておるから、好況のときにはほとんど掘る、不況のときには輸入を削減して相手にそのしわ寄せをする、こういうことになると思ふのです。わが国ではドル・ショックのしわ寄せを労働者や農民、中小企業など弱い者に押しつけるのと同じことを、海外で行なつておることにはほかならないと、こういうふうには私は思ひます。

私たちは、利潤追求を第一義とする大企業の海外進出には賛成できないのです。ほんとうに後進国の開発ということに情熱を燃やすならば、そういう後進国を搾取するという形じゃなく、やはりそれは、エノミツカニマル、イエローヤンキーという悪名を受けなければならぬ、そういう結果に私はなると思ふのです。だから、こういうことにはなるために、また、そのような大企業の進出をより一そう、先ほど申しましたように、より一そう進出をしやすいうように、保護するように、利益を守っていくために、この法律が改正されておる。そういうふうには私はこの法改正を受け取るわけです。
○国務大臣(田中角栄君) それは間違ひですな。○須藤五郎君 いや、それ以外に理解のしかたが

ないですよ。日本の大資本、大企業しか融資がでないような、そしてどどん資本を出せ、そして、おまえたち心配するな、まさかのときにはわれわれが保証するぞというのがこの法律じゃないですか。そうすれば、やはり大資本の利益の保証ですよ、これは。そして、大資本のやっていることは利潤追求で、エコノミックアニマルといううなありがたくない名前をちょうだいしなければならぬと、こういうことになっておる。それをより一そうカバーしていかうというのが、今度の私は法改正の精神だと思ふのです。だから、私たちはこの法改正には賛成することができないんです。これは私の多少意見になりますが、私はこういうふうに理解するのです。

○国務大臣(田中角栄君) お答えします。須藤議員の御議論、どうもそこが公式論でございます。日本は、海外から輸入しなければ日本人の生活はよくならないんです。ですから、日本は原材料のほとんどすべてを海外の輸入に仰いでおるのでございます。ですから輸入をしなければならぬ。輸入をするために開発、開発投資をするのはあたりまえであります。あたりまえであります。現在の制度のままでは、必要なものだけを買ってくるということになって、現地に、日本が得るのと同じような利益を与えることはできませんから、現地は結局ワンセット開発を要求してくるのであります。ワンセット開発を要求してくるということになると、どうしても今度のような改正がされないといふ所期の成果をあげることができない。言うなれば、この法律改正というものは、いままでも必要なものだけを必要ときに持つてきていたけれども、今後はそうではなく、地元の経済開発のために、ワンセット開発するために、つまりあなたのおっしゃるような、地元のために利益になるようなことをやるために改正をしているんです。それを大企業のためにとおっしゃるけれども、日本には、もう昔の財閥という意味での大企業はないんです。国民がみな、あなた方も全部資本家じゃありませんか、資本を幾ばくかみんな投資をして

いるという段階において……。

○須藤五郎君 あんたは資本家かもしれませんが、こっちはそうじゃないですよ。

○国務大臣(田中角栄君) いや、あなたは資本家じゃなくても、国民全体の利益を守っていかなくならぬ。しかも長い歴史の上で日本が、愛され信頼される日本として、イローヤンキーと言われるようなことをするために、好きなものだけをもらってくるわけにいかぬ。その地域の発展のために、利益をお互いが享受できるようにするためには、こういう制度をほしといふ、こう言っているのを、最後になったら、急にこう筆を曲げたような結論で御反対になる。これは御賛成いただきたいと思ひます。

○須藤五郎君 もう一つ、大臣、それは私たちは輸入は必要なんだから決して言っていないんですよ。日本は原材料のないうところなんです。そのこともよく知っています。輸入はすべきです。だが、しかし、後進国を搾取するような形で投資をしてはいけません。そういうことです。

○国務大臣(田中角栄君) そのとおりでございます。

○須藤五郎君 だから、後進国に十分のことをして、そうして悪口を言わないような形でしなきゃいかぬと。しかし、この法案を見、また、どういう連中が海外に投資ができるかと言え、大資本ですよ、みんな。大資本以外にできないんです。それを守っていくというのがこの法案だから、ぼくらは大資本の利益擁護の法案だと、こう言うのです。

○委員長(大森久司君) 他に御発言もなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大森久司君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。別に御意見もないようですが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大森久司君) 御意見ないと認めます。それではこれより採決に入ります。輸出保険法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大森久司君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大森久司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次回の委員会は、理事会で御協議願ひまして、追つてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時七分散会

昭和四十七年一月十日印刷

昭和四十七年一月十一日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

N